

評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第4期）		
	中期目標期間	令和4年度～令和8年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	総務大臣			
	法人所管部局	総務省情報流通行政局郵政行政部	担当課、責任者	企画課貯金保険室長 坂本 公生 郵便局活用課長 廣瀬 照隆
	評価点検部局	総務省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 栗原 淳
3. 評価の実施に関する事項				
・役員から意見聴取を実施（令和8年6月26日、同年7月8日） ・4名の有識者（大学教授2名、弁護士1名、公認会計士・税理士1名）から意見聴取を実施（令和8年7月8日、同年7月29日）				
4. その他評価に関する重要事項				
—				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として中期計画における所期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		4年度	5年度	6年度	7年度
		B	A	A	B
評価に至った理由	法人全体の評価に記載のとおり、全体の評価を「B」とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	「郵便貯金管理業務（周知・広報）」及び「業務経費等の合理化・効率化」は、次のとおり中期計画における所期の目標を上回る成果を得られているものと認め「A」と評価し、その他の項目については、中期計画における所期の目標を達成しているものと認め「B」と評価した。 項目別評価は、2項目が「A」、16項目が「B」であったことから、全体の評価を「B」とした。 ○「郵便貯金管理業務（周知・広報）」（重要度「高」） 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに関する周知・広報に取り組むとともに、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報に取り組み、中期計画で設定されている施策の目標のうち、次の指標について120%を上回る取組を実施している。 - 早期払戻しを促す挨拶状については、現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者を発送対象者として14.3万件発送した（目標値は中期目標期間中に30万件以上（年6万件）） - 公共機関・各種団体等との連携した広報施策を37件実施した（目標値は年5件以上） また、それ以外の中期計画で設定されている施策の目標について、所期の目標を達成している。 以上のことから、中期計画における所期の目標を上回る成果を得られたものと認められるため、「A」と評価した。 ○「業務経費の合理化・効率化」 一般管理費及び業務経費については、「中期目標期間の最終年度において、令和3年度と比べて6%以上を削減する」（年1.2%ずつ削減）という定量的目標に対し、令和7年度までの実績で9.9%削減（達成率206%）していることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたものと認められるため、「A」と評価した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	－

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	－
その他改善事項	－
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務が法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる旨報告されている。
その他特記事項	－

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和5年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書№.	備考
	4年 度	5年 度	6年 度	7年 度	8年 度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
（１）業務経費等の合理化・効率化	A	A	A	A		2－1	
（２）給与水準の適正化	B	B	B	B		2－2	
（３）調達の合理化	B	B	B	B		2－3	
（４）情報システムの整備及び管理	B	B	B	B		2－4	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B		3	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
（１）内部統制の充実・強化	B	B	B	B		4－3	
（２）情報セキュリティ対策の推進	B	B	B	B		4－4	
（３）災害等の不測の事態の発生への 対処	B	B	B	B		4－5	

中期目標管理法人
年度評価
項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）	489,291	606,936	645,815	627,780
										経常利益（千円）				
										行政コスト（千円）				
										従事人員数	40	38	33	32

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	1 郵便貯金管理業務〈以下略〉	1 郵便貯金管理業務〈以下略〉	1 郵便貯金管理業務〈以下略〉	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ ● 郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、（１）委託先及び再委託先の監督、（２）資産の確実かつ安定的な運用、（３）周知・広報及び（４）	（１） 委託先及び再委託先の監督 （２） 資産の確実かつ安定的な運用 （３） 周知・広報 （４） 情報の公表	＜評定と根拠＞ 【B】 「周知・広報」については、所期の目標を上回る成果を得たものとし、その他の３項目については所期の目標を達成したものと評価した。 なお、経常費用 627,780 千円については、削減対象外となっているもの※を除き、「２－１ 業務経費等の合理化・効率化」において評価している。 ※ 削減対象外となっている経常経費とは、周知・広報に係る費用のうち、旅費・交通費（ＩＣカード乗車券利用分に限る。）以外のものであり、具体的には、郵便貯金の早期払戻し促進のための挨拶状の発送に係る費用、ポスター・チラシ広告に係る費用、新聞広告の実施に係る費用等が該当する。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 重要度「高」である「周知・広報」については、所期の目標を上回る成果を得たものとし「A」評価、その他の３項目については「B」評価としたところ、郵便貯金管理業務全体としては、中期計画における所期の目標を達成したものとし「B」評価とした。 なお、経常費用 627,780 千円については、削減対象外となっているものを除き、「２－１ 業務経費等の合理化・効率化」において評価している。

				情報の公表の各項目を実施したか。			
--	--	--	--	------------------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 15 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
監督方針に基づき委託先等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に 1 回以上		半期に 1 回（2 回実施）	半期に 1 回（2 回実施）	半期に 1 回（2 回実施）	半期に 1 回（2 回実施）				予算額（千円）					
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度 1 回以上		2 回実施	2 回実施	2 回実施	2 回実施				決算額（千円）					
郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの実地監査	中期目標期間中 1 回以上		5 エリアで実施 北海道エリア 南関東エリア 近畿エリア 東北エリア 中国エリア	4 エリアで実施 北陸エリア 東京エリア 四国エリア 沖縄エリア その他、上記エリア以外の 5 か所の貯金事務センター	4 エリアで実施 信越エリア 九州エリア 東海エリア 関東エリア	4 エリアで実施 近畿エリア 北陸エリア 北海道エリア 南 関 東 区 画				経常費用（千円）	6,075	4,569	4,369	4,579	
										経常利益（千円）					
										行政コスト(千円)					
										従事人員数	9	8	8	8	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。 ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。 ・監査業務の実施に当たっては、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法を検討の上実施すること。その際、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招か	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行(以下第1の1(1)において「委託先」という。)に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式(以下第1の1(1)において「再委託先」という。)に対し、再委託された業務(再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1(1)において同じ。)につ	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行(以下第1の1(1)において「委託先」という。)に対し、委託した業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式(以下第1の1(1)において「再委託先」という。)に対し、再委託された業務(再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1(1)において同じ。)につ	<主な定量指標> ・ 委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・ 委託先及び再委託先の監査項目の見直しを、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上行う。 ・ 中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行う。 <その他の指標> ー <評価の視点> ● 委託した郵便貯金管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質の確保を求めたか。また、再委託された郵便貯金管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めると	下記1のとおり、令和7年度は、令和5年9月に総務省から「郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し」の検討要請を受け、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用について、預金者に一層寄り添う観点から見直しを行い、従来の基準を「郵便貯金権利消滅判断基準」として改定・公表し、令和6年1月から新たな運用を開始したことを踏まえ、引き続き運用の見直し後の郵便貯金管理業務の委託先及び再委託先(以下「委託先等」という。)における審査等の一連の対応が、預金者に一層寄り添うものとなるよう指導の徹底を行った。 また、下記2のとおり、委託先等に対する監督方針を定め、下記3のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めた。 1 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の円滑な実施 令和5年12月に郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しの請求に応じる基準を見直し、「郵便貯金権利消滅判断基準」として改定・公表し、令和6年1月から当該新基準の運用を開始したことに伴い、令和7年度も権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの取扱いが適切に実施されるよう対応指導を徹底した。 また、運用開始後における「郵便貯金権利消滅判断基準」(新基準)に基づく審査では、新基準の運用を開始したことに伴い、請求件数が令和6年1月～令和7年3月末は大幅に増加し、その後の令和7年度はそれと比較すると減少しているものの、依然として一定数の請求件数があることを踏まえ、引き続き委託先との情報連携を密にし、委託先からの情報提供、相談、問合せ、照会等への対応を通じて、審査の内容やノウハウを蓄積するとともに、それらを評価・検証し、委託先への回答や指示において、当機構から丁寧に説明することにより、委託先の理解の促進を図った。その上で、新基準の運用開始に伴い、払戻請求の申請理由に係る事情が複雑である等により委託先における新基準の適用判断が難しい場合は、当機構に個別に照会することとした。 委託先から当機構に個別照会がなされた請求事案については、当機構において各請求内容を精査・分析し、新基準を適用す	<評定と根拠> 【B】 令和7年度においては、令和6年1月から権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用を開始したことに伴い、請求件数が令和6年1月～令和7年3月末は大幅に増加し、その後の令和7年度はそれと比較すると減少しているものの、依然として一定数の請求件数があることを踏まえ、一連の審査対応に際しては、引き続き預金者により一層寄り添うものとするべく当機構において審査判断に係るノウハウを継続的に蓄積し、その評価・検証を行うとともに委託先へのそれらの連携・指導を通じて払戻請求者への新基準に基づく対応を円滑かつ適確に実施した。 その中で委託先から当機構に照会がなされた請求事案については、当機構において、各請求内容を精査・分析し、新基準を適用するに当たっての考え方を個別に検討し、類型化するとともに、多様かつ複雑な事情の実態把握を図り、これらの対応を蓄積し、きめ細かく委託先への指導に反映させた。 これらは、新たな運用の開始に伴い引き続き対応を行ったものであり、人員体制に制約がある中で、個別の預金者に寄り添いつつ、新基準に基づく困難な対応を円滑かつ適確に実施できた。その結果、令和7年度(令和8年3月31日現在)の権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻し状況は、審査を終了した件数が1,777件(11.6億円)、承認した件数が1,777件(11.6億円)となった。 また、令和7年度監督方針における重点確認項目について、委託先等に対し、委託した郵便貯金管理業務の確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めた。	評定	B	<評定に至った理由> 機構は、令和6年1月から権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用を開始したことに伴い、請求件数が令和6年1月～令和7年3月末は大幅に増加し、その後の令和7年度はそれと比較すると減少しているものの、依然として一定数の請求件数があることを踏まえ、一連の審査対応に際しては、引き続き預金者により一層寄り添うものとするべく機構において審査判断に係るノウハウを継続的に蓄積し、その評価・検証を行うとともに委託先へのそれらの連携・指導を通じて払戻請求者への新基準に基づく対応を円滑かつ適確に実施した。 その中で委託先から機構に照会がなされた請求事案について、機構において、各請求内容を精査・分析し、新基準を適用するに当たっての考え方を個別に検討し、類型化するとともに、多様かつ複雑な事情の実態把握を図り、これらの対応を蓄積し、きめ細かく委託先への指導に反映させた。 また、機構は、以下のとおり、中期計画で設定されている指標に対し、100%を上回る取組を実施するなど、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用について委託先及び再委託先(以下、主務大臣による評価において「委託先等」という。)に対する対応の徹底等も含め、郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努め

	ないようにすること。 ・委託先に対しては、委託先が行う銀行業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先に対しては、再委託先が行う銀行業務の代理業務と同等以上の質の確保を求めること。 【指標】 ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の郵便貯金の払戻し等に	維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業務の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第1の1（1）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ① 監督方針の策定 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。 なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。	業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第1の1（1）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ① 監督方針の策定 委託先等に対する監督方針を定めることとする。令和7年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。 （重点確認項目） ア 委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪の防止 イ 苦情申告対応 ウ 顧客情報の管理 エ 期満貯金管理 オ その他業務品質の確保に係る事項	ともに、再委託先が行う銀行代理業務と同等以上の質の確保を求めたか。 ・郵便貯金の払戻しに係る運用について、預金者に一層寄り添う観点から、委託先等との調整や指導等を含めて、適切に行ったか。 ●委託先及び再委託先に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行ったか。 ●委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行ったか。 ●不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行ったか。 ・部内犯罪の再発防止策の実施状況及び定着状況等を継続的に注視し、委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪事案の発生原因等について分析し、	るに当たっての考え方を個別に検討し、類型化した。これら個別照会に係る対応を踏まえ、新基準の適用判断に必要な情報を当機構に都度照会せずとも委託先が払戻請求者に追加で確認できるよう丁寧に、委託先へ指導を行うことで、審査事務の効率化に資する対応を行った。 このように、払戻請求者に係る多様かつ複雑な事情に配慮したきめ細かい対応を、人員体制に制約がある中で行った。 新基準の運用開始後、限られた人員の中で預金者に寄り添いつつ、上記のような対応を行い、令和6年1月の新基準の運用開始以降の審査・払戻の状況について、令和6年1月～令和7年3月末で審査を終了した件数が5,467件（30.7億円）、承認した件数が5,467件（30.7億円）、令和7年度（令和8年3月31日現在）は、審査を終了した件数が1,777件（11.6億円）、承認した件数が1,777件（11.6億円）となっている。	2 監督方針の策定 郵便貯金管理業務の委託先等に対する重点確認項目（令和7年度計画に記載）及び項目ごとのスケジュール、実地監査の項目の設定方針及び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した令和7年度監督方針を定め、令和7年3月に郵便貯金管理業務の委託先である(株)ゆうちょ銀行に通知した。	3 確認等 （1）監査計画の策定及び監査項目の見直し 監督方針を踏まえ、委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪の防止、苦情申告対応、顧客情報の管理、期満貯金管理、その他業務品質の確保に係る事項、会計に関する業務の適正性を重点確認項目とする「令和7年度郵便貯金管理業務監査計画」を策定した。同計画においては、部内犯罪の再発防止策の実施状況及び定着状況等を継続的に注視していく必要があることから、「委託先等の管理者及び社員による犯罪の防止」の各項目に更に重点を置くとともに、依然として多額の権利消滅金が発生しており、期満貯金の管理を適切に実施する必要があること及び郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しの請求に応じる基準の見直しを行い、郵便貯金権利消滅判断基準として改定したことから、期満貯金に対する管理状況や委託先等での改定後の基準に基づく運用状況等についても注視して監査を行うなどとした。 一方、監査対象については、貯金事務センターが行う後方事務に重点を置くとともに、具体的な監査項目や監査対象局所の選定に際しては、委託先等の実施した内部監査やモ	特に、委託先において非公開金融情報の不適切な利用事案が発生したことから、実地監査及び令和7年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等を確認した。 監査内容については、委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証（半期に1回）及びリスク・アセスメントに基づく監査項目の見直し（2回）を含め委託先等の業務実施状況の把握及び業務実施態勢の評価・検証等を実施し、実効性の確保の向上を図った。 実地監査については、昨年度までに本中期目標期間に全13エリア1回以上の実施を達成しており、令和7年度においても4エリアを実施した。各被監査部署の業務内容に応じて、委託先等の内部監査結果やモニタリング結果等を参考にしつつ潜在的な態勢リスクの程度を勘案して対象の選定を行い、効果的かつ効率的な実施に努めた。また、実地監査で発見された不適切な事例に対しては、再発防止策の構築や、その後の取組状況を求め、その改善状況をフォローした。さらに、外部の専門家による研修の受講や監査業務支援の委託先事業者からの助言等を通じて最新の監査手法を把握し、監査業務の質の確保を図った。 これらにより、中期計画で設定されている目標に対して100%を上回る取組を行った。 上記のとおり、限られた人員のなか、預金者に寄り添いつつ、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用を円滑かつ適確に実施し、また、委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けた取組として、委託先等の業務実施態勢に係る監査の実効性の確保に努めたこと等に鑑み、「郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」については、所期の目標を達成したものと評価する。	た。 ・委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回実施した（目標値は半期1回以上） ・監査項目の見直しについては、リスク・アセスメントを行った上で2回実施した（目標値は年1回以上） ・実地監査については4エリア及び委託先等の本社2か所で実施した（中期目標期間中に全13エリア1回以上実施（年2.6エリア）） なお、日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な利用事案が発生したことから、機構は、実地監査及び令和7年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等の確認を行っている。 以上のことから、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直しに関する事務を含めた、委託先等に対する監督を実施できたことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。	<課題と対応> なし。
--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	---------------------------------

	係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。	② 確認等 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査することとする。 監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。	カ 会計に関する業務の適正性 ② 確認等 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、委託先等の管理者及び社員による犯罪の防止、預金者からの苦情申告対応、顧客情報管理、期満貯金管理等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、令和7年度における監査計画を定め、重点を貯金事務センター等の後方事務に置いて、上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目並びにその他業務の質の維持・向上及び適切性の確保の	必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めたか。 ● 委託先及び再委託先の監査項目の見直しを、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上行ったか。 ・ 委託先等の監督に当たって、委託先等の重大事案の状況を踏まえて実施したか。 ● 中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行うよう取り組んだか。 ● 外部の専門家等を通じ、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法を検討の上実施するとともに、監査項目や監査対象拠点の選定に当たり、委託先及び再委託先の内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、全体の経費の増大を招かずに効果的かつ効率的な実施に努めたか。	ニタリングの結果等も活用するなど、効果的かつ効率的な実施に努めた。 このうち、監査項目については、より効率的かつ効果的な監査を行う観点から、令和6年度等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等（3（3）参照）を踏まえつつ、リスク・アセスメント※を行った上で、次のとおり、5月及び8月の計2回、その見直しを行った。 ※ 委託先等が実施している郵便貯金管理業務に係る具体的な事務について、リスクの発生可能性と影響度を定量的に測定、委託先等が実施しているリスク低減措置を勘案の上、なお存在しているリスク（残余リスク）を洗い出し、郵便貯金管理業務との関連度合いを加味して最終的なリスクを評価。 5月：非公開金融情報保護措置に係る対応状況を確認することに伴う項目の見直し（直営店、貯金事務センター、郵便局）。 8月：非公開金融情報保護措置に係る対応状況を確認することに伴う項目の見直し（パートナーセンター）。 （2）書面監査（報告を受けての確認、ヒアリング） 上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、重要案件（不祥事件、顧客情報漏えい、システム機器の障害）については随時、その他の案件については月ごと、四半期ごと又は半期ごとに確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行い、原則として四半期ごとに不適切事例の発生原因等の分析を行った。また、委託先等に令和6年度監査結果を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、その後に実施した委託先等の本社監査時に改善状況の確認を行った。 （3）委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証等 委託先等（再々委託先を含む。）の管理者及び社員による犯罪の防止、苦情申告対応、顧客情報の管理等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を、令和6年度下期及び令和7年度上期における態勢整備状況の取りまとめにおいて実施した。 （4）実地監査 ア 監査の実施方法 監査対象である4エリアについて全て実地監査で実施した。 なお、一部の監査対象の拠点においては、一部の監査員がオンライン会議システムを利用して参加する等、リモ		
--	---	--	---	---	---	--	--

	また、全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。 なお、監査業務の実施に当たっては、外部の専門家等を通じ、最新の監査手法を把握し、機構の業務やリソース等をふまえた、より実効性のある監査手法を検討の上実施する。また、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。	ため必要な項目について行う。また、令和6年度においても部内犯罪が発覚しており、部内犯罪の再発防止策の実施状況及び定着状況を継続的に注視していく必要があることから、委託先等の管理者及び社員による犯罪の防止に関しては、引き続き重点を置いて監査を行う。加えて、令和5年度に郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しの請求に応じる基準の見直しを行い、郵便貯金権利消滅判断基準として改定したことを踏まえ、期満貯金管理に関しては、委託先等での改定後の基準に基づく運用状況等についても注視して監査を行う。 監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、1回以上見直すこととする。 なお、監査業務のより効果的かつ効率的な実施に資するため、外部の	ート監査の手法を併用して実施した。 イ 監査対象エリア等の選定と実地監査の実施 「令和7年度郵便貯金管理業務監査計画」に基づき、4エリア18局所及び委託先等の本社2か所への実地による監査を行うこととした。 監査対象の選定に当たり、委託先については令和6年度に監査を実施したエリアの重複は避けたほか、再委託先についてはエリア内では過去に訪問実績が少ない地域を対象とするように努めた。対象拠点の選定は、委託先等から報告を受けた郵便貯金管理業務に係る事故等発生状況や苦情の受付状況及び内部監査やモニタリングの結果等を参考にした。 【実施対象及びスケジュール等】 <table><tr><th>監査内容</th><th>実施期間</th><th>監査区分</th></tr><tr><td>(株) ゆうちょ銀行エリア本部、直営店、パートナーセンター、貯金事務センター、日本郵便(株)郵便局監査</td><td>6月 7月 9月 10月</td><td>【近畿エリア】実地監査(一部リモート併用) 【北陸エリア】実地監査 【北海道エリア】実地監査(一部リモート併用) 【南関東エリア】実地監査</td></tr><tr><td>本社部長ヒアリング(中間ヒアリング)</td><td>8月</td><td>実地監査</td></tr><tr><td>本社監査</td><td>2月</td><td>実地監査(一部リモート併用)</td></tr></table> (5) 重点確認項目の状況 ア 委託先等(再々委託先を含む。)の管理者及び社員による犯罪の防止 令和7年度の委託先等における犯罪は、局長による5件が発覚した。内訳として、①金庫内現金、オートキャッシャーの回収現金を横領した事案(3件)、②窓口端末機を操作し、口座残高を電磁的に水増しした事案(2件)となっており、通報制度の浸透、モニタリングの実施状況や実効性等を含めた監査や、本社に対する犯罪防止体制に係るヒアリング等を実施した。 イ 苦情申告対応 委託先から毎日報告される苦情申告等の内容については、貯金部の管理者及び担当職員で構成される苦情管理推進会議において、全て確認を行い、不適切な対応が懸念される事案については対応部署に確認するとともに、必要に	監査内容	実施期間	監査区分	(株) ゆうちょ銀行エリア本部、直営店、パートナーセンター、貯金事務センター、日本郵便(株)郵便局監査	6月 7月 9月 10月	【近畿エリア】実地監査(一部リモート併用) 【北陸エリア】実地監査 【北海道エリア】実地監査(一部リモート併用) 【南関東エリア】実地監査	本社部長ヒアリング(中間ヒアリング)	8月	実地監査	本社監査	2月	実地監査(一部リモート併用)		
監査内容	実施期間	監査区分															
(株) ゆうちょ銀行エリア本部、直営店、パートナーセンター、貯金事務センター、日本郵便(株)郵便局監査	6月 7月 9月 10月	【近畿エリア】実地監査(一部リモート併用) 【北陸エリア】実地監査 【北海道エリア】実地監査(一部リモート併用) 【南関東エリア】実地監査															
本社部長ヒアリング(中間ヒアリング)	8月	実地監査															
本社監査	2月	実地監査(一部リモート併用)															

			専門家による助言や研修への参加等を通じ、最新の監査手法を把握するとともに、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用することとする。また、オンライン会議システムを活用してヒアリングを実施するリモート監査を併用し、社会環境の変化により、実地監査が困難となる状況が生じた場合も含め、監査業務の質を確保するよう努める。		応じて是正指導を行うなどした。 苦情件数については、旧郵便貯金（郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金）の払戻しに係る運用の見直しによる権利消滅に係る苦情の減少等の影響もあり、令和7年度の件数は210件となり、令和6年度（605件）に比べ減少している。また、苦情のうち長期未解決事案については、令和7年度は発生しなかった。 ウ 顧客情報の管理 (7) 顧客情報の漏えい等事案への対応等 委託先等において顧客情報の漏えい等が発覚した際には、報告を受け事故の内容及び再発防止策について確認を行ったが、大きな問題は認められなかった。 なお、日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な利用事案が発生したことから、実地監査及び令和7年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等の確認を行ったところであり、引き続き委託先等による再発防止策の実効性確保に係る取組状況等について把握、確認を行う。 (イ) 情報セキュリティ対策の実施状況 委託先等での情報セキュリティ対策の実施状況については、本社監査において、人材育成や内部不正対策の観点のほか、標的型攻撃メールへの対応に重点を置いて監査を実施したところ、関連の研修や訓練等の取組を実施していること、サイバーセキュリティ管理態勢に関する専門家による第三者評価を実施していること、サイバーインシデントを想定した全社的な訓練等を実施していること等対策が適切に行われていることを確認した。 実地監査においては、委託先等において、顧客情報を含む電子ファイルを適正に管理していない事例が認められたことから、情報紙や研修等による周知・指導を実施するほか、自主点検等による改善の定着を求めた。 (ウ) 個人情報管理方針への対応 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）の的確な履行を監督方針に定め、当該事務対応ガイドへの対応状況を監査項目として設定し、委託先に対して顧客情報の取扱いを含む外部委託に係る資料の提出を求めた。 具体的には、委託先の貯金事務センターから更に外部委託されている事務について、個人情報の取扱いが
--	--	--	--	--	---

					適正になされるようにする仕組みについて運用状況を監査し、特段の問題は認められなかった。 エ 期満貯金管理 権利消滅を迎える郵便貯金に対する催告書の発送、及び権利消滅等に係る処理の適切な履行を監督方針に定めた。また、これらの対応状況を監査項目として設定し、実地監査において、手作業での発送対応となる一部の催告書の発送状況や権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの請求に係る処理状況について確認するとともに権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用の見直し後の払戻請求審査業務の適切性について確認したところ、機構が示した手続による審査処理の履行と、審査業務の適切な進捗管理が確認でき、特段の問題は認められなかった。 オ その他業務品質の確保に係る事項 (ア) 犯罪による収益の移転防止に関する法律への対応 委託先における犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）の対応状況について、委託先の特定事業者作成書面の内容を確認するとともに、定期報告、態勢整備報告及び実地監査により確認を行った。実地監査においては、委託先等の社員がハイリスク取引の内容等を十分に理解していない事案が認められたことから、情報紙や研修による周知・指導を実施するとともに、正しく理解できていない内容については、引き続き理解を深める指導に取り組むよう委託先等に改善を求めた。 (イ) その他確認事項 業務品質確保の観点から重点確認項目のほかに、「権利消滅に係る業務知識」、「預入限度額超過者に対する強制措置の実施」及び「原簿修正事務の実施状況」等についても、実地監査において確認しているが特段の問題は認められなかった。 (ウ) その他 監査業務のより効果的かつ効率的な実施に資する観点から、機構職員が外部の専門家による研修の受講（令和 7 年 11 月、12 月、令和 8 年 1 月及び 2 月）により、他の民間企業における事例を学ぶほか、令和 7 年度の監査業務支援の委託先事業者とのディスカッションにより助言を受けるなど、最新の手法の把握に努めた。		
--	--	--	--	--	--	--	--

					カ 会計に関する業務の適正性 (ア) 委託先から報告される月次財務データの検証 計数の正確性を確認するため、その前年度値との比較等により、月ごとに異常値分析を行い、問題点がないことを確認した。 (イ) 地方公共団体貸付の弁済状況等の確認及び実地監査 委託先から弁済等の月次財務データの報告を受けるとともに、融資施設について、書面調査結果を定期的に個別案件の報告を随時受け、いずれも内容が適切であることを確認した。 また、委託先の本社及びエリア本部3か所に対して、実地監査を実施し問題点や指摘事項がないことを確認するとともに、引き続き、地方公共団体貸付に係る情報の適正な管理を行うよう求めた。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1	郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 28 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
										予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	-	-	-	-	-
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	4	4	4	4	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）により定められた運用方法（預金者貸付、国債の売買、金融機関へ	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙 1）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の令和 7 年度運用計画（別紙 1）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	＜主な定量指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 郵便貯金資産について、法に定められた範囲内の方法で、運用計画に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。	1 運用実施方針の策定 中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施した。 「令和 7 年度運用実施方針の主要事項」 ・ 資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・ 運用方法は、(株)ゆうちょ銀行に対する預金、地方公共団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とする。 ・ 有価証券の購入時期については、金利情勢を勘案し、柔軟に対応する。 2 資産運用の状況 (1) (株)ゆうちょ銀行に対する預金：機構発足時から、保有する郵便貯金残高の全額を特別貯金として預金しており、令和 7 年度末残高は、275,183 百万円である。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 28 条第 2 項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管	＜評定と根拠＞ 【B】 郵便貯金資産については、中期計画及び令和 7 年度年度計画で定める運用計画に基づき、並びに令和 7 年度運用計画に従い具体的な運用方法等を令和 7 年度郵便貯金資産の運用実施方針として定め、これを遵守した運用を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 資産の確実かつ安定的な運用に関し、中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い方針が策定され、資産の運用状況から確実かつ安定的な運用が行われたと判断される。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。	

	の預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、郵便貯金資産の運用計画に従った運用を行うこと。				理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）第 36 条の規定に基づき、毎月「特別貯金残高から地方公共団体貸付額を引いた額」以上の額の国債を担保として徴した。 （２）総務省認可を受けた金額の範囲内で(株)ゆうちょ銀行から借り入れた資金により地方公共団体への貸付債権を保有した。令和 7 年度末残高は、6,650 百万円である。 （３）権利消滅金として(株)ゆうちょ銀行から機構に振り込まれる資金等については、金利環境の変化を踏まえ、本中期計画期間中に必要な資金の流動性を確保した上で、余資を対象として安全性・確実性が高い国債（満期保有目的の債券）による運用を実施した。		
--	---	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1 - 1	郵便貯金管理業務（周知・広報）			
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
毎事業年度、満期後 5 年目及び満期後 15 年目の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を発送	・ 毎 事 業 年 度、満期後 5 年目及び満期後 15 年目の預金者に発送		・ 満期後 5 ～ 8 年目、12 年目、15 年目、17 年目から 19 年目（いずれも払い戻していない預金者）へ全件発送(ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送)	・ 現住所が判明している（払い戻していない）全ての預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）	・ 現住所が判明している（払い戻していない）全ての預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）	・ 現住所が判明している（払い戻していない）全ての預金者へ全件発送（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状 1 通に集約して発送）				予算額（千円）					
上記の預金者と効果があると認められた際にはそれ以外の預金者にも挨拶状を発送	上記の預金者と合わせて中期目標期間中 30 万件以上		上記の預金者について 25.7 万件(対年度計画値 428%) (※) 中期計画 30 万件の 1 年あたりの目標値 6 万件との比較	上記の預金者について 28.4 万件(対年度計画値 473%) (※) 中期計画 30 万件の 1 年あたりの目標値 6 万件との比較	上記の預金者について 19.6 万件(対年度計画値 326%) (※) 中期計画 30 万件の 1 年あたりの目標値 6 万件との比較	上記の預金者について 14.3 万件(対年度計画値 238%) (※) 中期計画 30 万件の 1 年あたりの目標値 6 万件との比較				決算額（千円）					

転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対する住所調査の実施	原則、前事業年度挨拶状を発送し、届かなかった預金者を対象に実施		住所調査 令和３年度挨拶状を発送し、届かなかった預金者（1.4 万人）について調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 0.8 万件送付（上記挨拶状の外数）	住所調査 令和４年度挨拶状を発送し、届かなかった預金者（1.1 万人）について調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 0.4 万件送付（上記挨拶状の外数）	住所調査 令和５年度挨拶状を発送し、届かなかった預金者（0.8 万人）について調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 0.3 万件送付（上記挨拶状の外数）	住所調査 令和６年度挨拶状を発送し、届かなかった預金者（0.4 万人）について調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 0.1 万件送付（上記挨拶状の外数）				経常費用（千円）	482, 175	601, 265	640, 352	622, 045		
挨拶状を発送した預金者への実態調査の実施	令和６年度は 10,000 名以上に発送		20,000 名	21,000 名	19,600 名	19,500 名				経常利益（千円）						
・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況のホームページ公表 ・新聞広告等の実施	毎事業年度12回以上・新聞広告の実施		毎月ホームページへ公表 新聞広告1回 郵便局でのポスター掲示1回 郵便局でのチラシ備置1回 雑誌広告1回 テレビCM1回（1地域） ラジオCM1回 インターネット広告2回	毎月ホームページへ公表 新聞広告1回 郵便局でのポスター掲示1回 郵便局でのチラシ備置1回 雑誌広告1回 テレビCM1回（全国） インターネット広告3回 ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告1回	毎月ホームページへ公表 新聞広告1回 郵便局でのポスター掲示1回 郵便局でのチラシ備置1回 雑誌広告1回 テレビCM2回（地上波・BS）（全国） インターネット広告2回 ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告1回	毎月ホームページへ公表 新聞広告1回 郵便局でのポスター掲示1回 郵便局でのチラシ備置1回 雑誌広告1回 テレビCM3回（地上波・BS・配信）（全国） インターネット広告2回 ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告1回				行政コスト（千円）						
公共機関・各種団体等に広報施策・活動の連携実施	年5件以上		44 件	39 件	36 件	37 件				従事人員数	7	7	7	7		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	民営化後も政府保証を継続することとしている民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、より効果的な周知・広報を実施すること。具体的には、以下の項目を実施すること。 ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページに掲載して公表するとともに、郵便貯金の早期払戻しを呼びかけること。 ・個々の預金者への周知施策として、郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を送付すること。 ・転居等のため挨拶状が届かな	郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。 具体的には、早期払戻しを促す挨拶状を、満期後経過年数5年目及び15年目の預金者を基本としつつ、挨拶状を再度発送する効果が検証し、効果が認められ得る預金者等に挨拶状を発送する。これにより、中期目標期間中に挨拶状を30万件以上発送する。 また、挨拶状に係る施策を改善していくため、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。実態調査については、各事業年	郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握するとともに、効果的な周知・広報の強化に努めることとする。 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促す挨拶状については、令和6年度に送付した、満期後7～19年目の郵便貯金の預金者について、発送日から2か月後の払戻率を計測し、分析したところ、挨拶状発送済みの預金者の払戻率が発送前の預金者の約3.9倍となり、挨拶状を発送することの払戻しに与える効果が認められた。このため、令和7年度は令和6年度と同様に、現住所が判明	＜主な定量指標＞ ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に30万件以上発送する。 ・挨拶状を発送した預金者への実態調査について、毎事業年度1万名以上に対して行う。 ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上公表する。 ・幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施したか。 ● 広報に当たっては、実態調査等に	1 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに係る周知・広報の実施 令和7年度においては、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しを令和5年度に実施したことを踏まえ、従来の早期払戻しを促す周知・広報に加え、預金者に一層寄り添う観点から見直した後の「郵便貯金権利消滅判断基準」の運用についての周知・広報も昨年度に引き続き行った。具体的には、テレビや、新聞等の一般広報について実施した。 2 預入期間を経過した郵便貯金の預金者への個別周知等 (1) 早期払戻しを促す挨拶状の発送 年度計画に従って、令和7年8月から10月に、現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者を発送対象として、合計14.3万件の挨拶状を発送した。これにより令和4年度及び令和5年度実施分(73.7万件)と合わせて88.0万件となり、発送件数の中期計画値(中期目標期間中の30万件以上)に対する達成率は293%となった。令和6年度に発送した14.3万件について、年度目標値6万件(中期計画値30万件を5年で按分)と比較すると、対年度計画値は238%となった。 このほか、預金者に権利消滅の前に早期に払戻しの手続を更に促すため、満期後20年目となる年度を迎える預金者に、その年度開始の直前(令和8年2月)に権利消滅間際である旨をお知らせする「最終注意喚起レター」を1.1万件発送した。 挨拶状については、郵便貯金を払い戻していない預金者に、より効果的な周知を図るため、開封してもらいやすいとされる圧着型の形状のものとするとともに、デザインについて、「見やすい・分かりやすい・間違えない」ユニバーサルデザインとした。 (2) 預金者の実態(アンケート)調査 挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査については、郵便貯金を払い戻した預金者及び払い戻していない預金者1.9万名に対し実施した(年度計画値(1万名以上)のサンプル数を確保しつつ、過大とならないよう配慮した)。さらに、調査の効率化等の観点から、郵送による回答のほか、webを通じた回答も可能とした(回答者の32%	＜評定と根拠＞ 【A】 ○ 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに係る周知・広報 令和6年度に引き続き、一般広報において、雑誌広告、インターネット広告、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板などで権利消滅の扱いとなった後も払戻請求が可能であること等を記載して周知した。 ○ 早期払戻し促進のための個別周知 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進に係るための個別周知については、挨拶状を現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者に14.3万件送付した結果、中期計画値(30万件以上)に対する達成率が293%、年度目標値(6万件)に対する達成率が238%の実績となった。 このほか、満期20年目を迎える預金者への「最終注意喚起レター」を1.1万件送付した。 個別周知の効果については、満期後の期間が経過する中で、挨拶状の到着割合は住所調査結果の反映により約9割を保っており、挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査(年度計画値1万名以上を確保する1.9万名に実施)においても、当該挨拶状により早期払戻しの必要性等を認識したとする方の割合が約7割に及んでいることを踏まえ、その実効性が確保されていると考えられる。 令和7年度に送付した、満期後8～19年目の郵便貯金の預金者について、発送日から2か月後の払戻率を計測し、分析したところ、挨拶状発送済みの預金者の払戻率が発送前の預金者の約3.5倍となり、挨拶状を発送することによる払戻しに与える効果が認められた。 ○ 郵便貯金の残存状況の把握・公表 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を機構ホームページにおいて12回公表し、預金者への早期払戻しを促した。	評価 A ＜評定に至った理由＞ 権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用の見直しに関する周知・広報に取り組みとともに、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報に取り組み、中期計画で設定されている施策の目標のうち、次の指標について120%を上回る取組を実施している。 ・早期払戻しを促す挨拶状については、現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者を発送対象者として14.3万件発送した(目標値は中期目標期間中に30万件以上(年6万件)) ・公共機関・各種団体等との連携した広報施策を37件実施した(目標値は年5件以上) また、効果検証を行い、実効性が確保されていることを確認するとともに、一般広報施策について、新たにテレビCM配信を実施したほか、施策の内容の見直しを行った上で、引き続き、新聞、ポスター、チラシ、雑誌、テレビCM、BS放送テレビCM、インターネット広告、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告等の幅広い媒体を通じた周知広報を実施した。 一方で、それ以外の中期計画で設定されている施策の目標について、所期の目標を達成し	

	かった預金者に対して、引き続き、住所調査を行うこと。 ・毎事業年度、預金者に対する実態調査を行う等により、実態把握を促進すること。 ・広報に当たっては、実態調査等により費用対効果等を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。 【重要度：高】民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、民営化後も政府保証を継続することとしているが、満期後一定期間を経過した後、機構が預金者に対し催告し、その催告を発した日から2月以内になお払戻しのない場合は預金者の権利が消滅することから、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しが促進されるよう、より効果的な取組を実施する必要がある。 【指標】	度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行うこととする。 さらに、転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対しても周知するため、原則、前事業年度挨拶状を発送し届かなかった預金者を対象に、住所調査を行うこととする。 これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を、毎事業年度12回以上ホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。広報に当たっては、費用対効果等を検証するため、各施策実施後に実態調査等を行うこととする。 郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広	している全ての郵便貯金の預金者に発送することとする。このほか、令和6年度に引き続き、令和6年度挨拶状が届かなかった預金者を基本として住所調査を実施し、現住所が判明した場合は挨拶状を改めて発送する。 また、挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査（10,000名以上）を行うほか、引き続き、保有する預金データを分析するなどして預金者の実態把握を行うこととし、より分かりやすい記載内容等の検討に資する。 これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページにおいて、12回以上公表するとともに、郵便貯金の権利消滅制度や早期払戻しの必要性、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払	より費用対効果等を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めたか。 ● 転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対しても周知するため、前事業年度挨拶状を発送し届かなかった預金者を対象に、住所調査を行い、現住所が判明した場合には挨拶状を改めて実施したか。 ● 預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に30万件以上発送するよう取り組んだか。 ● 挨拶状を発送した預金者への実態調査について、毎事業年度1万名以上に対して行ったか。また、前年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上で行ったか。 ● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上公表したか。また、新聞広告等の広報施策を実施したか。 ● 幅広い広報を	がwebで回答)。また、上記アンケート調査のほか、預金データから預金者の年齢、金額等の分析等を通じ、預金者の実態を把握し、挨拶状の形状や内容の検討、権利消滅制度の周知方法等、周知・広報施策の実施に当たっての参考資料等として活用した。 (3) 住所調査の実施 令和6年度に挨拶状を発送したが届かなかった預金者(0.4万人)について、自治体の協力を得て住所調査を実施。調査の結果、新住所が判明した預金者に対して、0.1万件の挨拶状を送付できた。 (4) 個別周知施策の効果検証 個別周知施策については、その調達を、原則、一般競争入札により行い、契約価格の低廉化にも努めるとともに、以下に掲げる指標等に着目しつつ効果検証を行い、次年度の施策に活用するなど、効率的かつ効果的な実施に引き続き努めた。 ① 挨拶状発送対象の預金者の払戻率(挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合) 発送前の預金者と発送済みの預金者(各約1.9万人)の挨拶状発送日から2か月後までの払戻率を計測。発送済みの払戻率が発送前の約3.5倍となり、挨拶状発送の払戻しに与える効果が認められた。 ③ 発送した挨拶状が預金者に到達した割合 住所調査により判明した新住所を、発送が2回目以降となる挨拶状に反映することなどにより、発送した挨拶状が預金者に到達した割合は92.6%であった。 ③ その他(預金者の実態(アンケート)調査の結果) 調査結果によると、権利消滅制度の認知や郵便貯金の払戻しのきっかけとして挨拶状を挙げている者が多くなっている。 ・郵便貯金が満期後20年2か月経過すると権利消滅することを知り得たきっかけとして挨拶状と回答した預金者が72.0% ・挨拶状を受け取り、「払戻しを行った。手続中」が(16.0) %、「近日中に行う予定34.1% (計50.1%) (5) 次事業年度以降の個別周知施策の方向性 効果検証の結果を踏まえ、令和8年度についても現住所が判明している全ての郵便貯金の預金者に発送する。ま	○ 早期払戻し促進のための一般広報施策 一般広報施策については、公共機関・各種団体等との連携を継続しつつ(中期計画値の年5件以上を上回る37件実施)、新たにテレビCM配信を実施したほか、施策の内容の見直しを行った上で、引き続き、新聞、ポスター、チラシ、雑誌、テレビCM、BS放送テレビCM、インターネット広告、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告等の幅広い媒体を通じた周知広報を実施した。 各施策の実績については中期計画値を上回るとともに、実態調査においても、新たに追加した媒体を含めて、一定以上の認知率及び行動率が把握されており、個別周知施策と併せて実効性が確保されている。 上記のとおり、「郵便貯金管理業務(周知・広報)」については、中期計画で設定されている目標に対して120%を上回る取組を行ったことから、所期の目標を上回る成果を得たものと評価する。 ＜課題と対応＞ なし。	ている。 以上のことから、中期計画における所期の目標を上回る成果を得られたものと認められるため、「A」と評価した。

	・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上周知する。 ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に30万件以上発送する。 引き続き上記のアウトプット指標の目標達成に取り組むほか、周知・広報施策の実施に当たっては、以下に掲げる指標に着目し、施策の効果検証を行う。 ・挨拶状発送対象の預金者の払戻率(挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合) ・機構の実施した広報施策の認知率(実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合) ・機構の実施した広報施策を契	報施策・活動の連携を図る。 以上のほか、周知・広報施策については、その効果的かつ効率的な実施に資するため、各事業年度、以下に掲げる指標に着目しつつ、必要に応じ、他の実態調査結果等も活用するなどにより、その効果検証を行い、次年度以降の施策継続の必要性や施策内容の見直し、新たな施策の実施等を検討する。 なお、周知・広報施策について、その効果検証を通じたデータの蓄積等により、より適切な指標や達成水準の設定が可能となった場合には、当該指標等を年度計画等に定めた上で、これを実施していくこととする。 (指標) ① 挨拶状発送対象の預金者の払戻率(挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合)	戻しに関する運用の見直しやその問合せ先について、新聞広告、郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行の店舗でのポスターの掲示及びチラシの配布、テレビCM、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板等の幅広い広報施策を実施する。広報に当たっては、費用対効果等を検証するため、各施策実施後に実態調査等を行うこととする。 また、公共機関・各種団体等に対し、5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 以上のほか、周知・広報施策については、その効果的かつ効率的な実施に資するため、以下に掲げる指標に着目しつつ(過年度比較等を含む)、必要に応じ、他の実態調査結果等も活用するなどにより、その効果検証を行い、令和8事業年度以降の施策継続の必要性や施策内容の見直	推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ● 効果的かつ効率的に実施するため、中期計画で掲げた指標に着目しつつ、他の実態調査結果等も活用するなどして、効果検証を行い、次年度以降の施策継続の必要性や新規施策の実施等を検討したか。	た、満期後20年目となる年度を迎える預金者に対し、その年度開始の直前に、権利消滅間際である旨の注意喚起する手紙を送付する取組を引き続き実施することとする。 3 郵便貯金の残存状況の把握・公表 満期を経過した郵便貯金の残存状況については、毎月、委託先である(株)ゆうちょ銀行から報告を受け把握するとともに、元(満期前)の郵便貯金の種類別の残存状況等を、中期計画の目標である毎事業年度12回以上に対し、令和7年度は12回(毎月)、機構のホームページに掲載して公表し、満期を経過した郵便貯金の早期払戻しを呼びかけた。 4 新聞広告等の一般広報施策を通じた早期払戻しを促すための幅広い広報(上記1の広報を含む)の推進(★は令和7年度新規・拡充施策) 一般広報施策については、郵便局、公共機関、各種団体の施設や各種広告媒体を通じて広報を幅広く推進した。 具体的には、下記(1)のとおり、新聞広告、郵便局でのチラシの備置・ポスター掲示等を引き続き実施する一方、より効果的な広報の実施の観点から、新たにテレビCM配信による広報を行うとともに、社会のデジタル化の進展等に対応したインターネットやデジタル媒体による周知・広報にも一層取り組むなど、施策の内容等の拡充・見直しにも積極的に取り組んだ。 公共機関・各種団体等との広報施策・活動の連携については、下記(2)のとおり、引き続き、総務省、消費者庁、日本郵政グループ、消費者団体、老人福祉施設等に協力を要請し、連携件数は、中期計画値の年5件以上に対し、37件となった。 なお、施策の実施に当たっては、委託先等と情報を共有し、郵便局窓口等での説明や手続、ゆうちょコールセンターでの問合せ対応などに遺漏のないよう準備を徹底した。 (1) 機構において実施した広報施策 ① 新聞広告 全都道府県で全国紙、地方紙等76紙 ② 周知用ポスターの郵便局・(株)ゆうちょ銀行店舗への掲示 全都道府県のポスター掲示が可能な郵便局及び簡易郵便局21,950局、 (株)ゆうちょ銀行の全店舗 ③ 周知用チラシの郵便局・(株)ゆうちょ銀行店舗への備置 全都道府県のチラシ備置が可能な郵便局及び簡易郵便局22,147局、(株)ゆうちょ銀行の全店舗		
--	---	--	--	---	--	--	--

機として行動した人の割合(実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。) ・機構のホームページへのアクセス件数 ・委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数 ・発送した挨拶状が預金者に到達した割合 ・機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用(施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値) なお、施策の効果検証を通じたデータの蓄積等により、より適切な指標や達成水	② 機構の実施した広報施策の認知率(実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合) ③ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合(実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。) ④ 機構のホームページへのアクセス件数 ⑤ 委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数 ⑥ 発送した挨拶状が預金者に到達した割合 ⑦ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たり	し、新たな施策の実施等を検討する。 (指標) ① 挨拶状発送対象の預金者の払戻率(挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合) ② 機構の実施した広報施策の認知率(実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合) ③ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合(実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。) ④ 機構のホームページへのアクセス件数		④ 雑誌広告 月刊誌2誌、週刊誌2誌、生活情報誌1誌 ⑤ 地上波テレビCM(15秒) 全都道府県(1放送局) ⑥ BS放送テレビCM(60秒) 全国(衛星放送局1局) ⑦ テレビCM配信(15秒)★ 全国(配信サービス1社(Tver)) ⑧ インターネット広告(バナー広告等) ニュースサイト(1)、ニュースアプリ(1) ⑨ ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告 店内ATMデジタル掲示板で広告を周知 ⑩ 動画共有プラットフォームを活用した情報発信 機構のYouTubeチャンネルに、テレビCMのコンテンツを追加。コンテンツ概要欄に機構ホームページのURLを付記 ⑪ 名刺の活用 貯金部職員等の名刺裏面に郵便貯金の権利消滅に関するお知らせを印刷 ⑫ 機構の封筒の活用 機構の事務封筒に郵便貯金と簡易生命保険に関するお知らせを個別に掲載 (2) 公共機関・各種団体等と連携して実施した広報施策 ① 総務省 広報誌への記事掲載、行政相談員会議での資料配布など5施策 ② 消費者庁 消費者行政ブロック会議で資料配布など3施策 ③ 日本郵政グループの施設及び関連団体 周知用ポスター掲示・チラシの設置など12施策 ④ 日本郵便(株) 義務的掲示物ポスターに権利消滅制度記載、各種研修など6施策 ⑤ 老人福祉施設等 周知用ポスター掲示、メールマガジンでの周知など11施策 上記4(1)②、⑫及び(2)①、②、③、⑤は、いずれも簡易生命保険管理部門と情報を連携し、広報施策を実施した。 (3) 実態調査の実施等 主な施策実施直後に、施策実施時点で郵便貯金を保有し		
--	--	---	--	--	--	--

	準の設定が可能となった場合には、当該指標等を年度計画等に定めること。 〔指標設定の考え方〕 ・権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促すため、その残存状況を定期的に周知する。 ・第3期中期目標期間において、挨拶状の効果が一定程度認められたことから、第4期中期目標期間においても、毎事業年度、満期後5年目及び満期後15年目の預金者に対して挨拶状を発送するとともに、それ以外の預金者に対しても効果を検証した上で可能な限り行う。 ※第4期中期目標期間における満期後5年目の預金者に対する挨拶状の想定発送件数:約6.5万件 ※第4期中期目標期間における満期後15年目の	の費用(施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値)	⑤ 委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数 ⑥ 発送した挨拶状が預金者に到達した割合 ⑦ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用(施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値) ⑧ 郵便貯金全体の払戻率(期首に残存している郵便貯金のうち、払戻しが行われた件数及び金額の割合)		ていた預金者等に対し、実施施策の認知度、内容の理解度等についてwebアンケート調査(1回につき約2,000人)を実施し、結果を分析(詳細は下記(4)参照)した。 (4) 一般広報施策の効果検証 一般広報施策については、その調達を、原則、一般競争入札により行い、契約価格の低廉化にも努めるとともに、以下に掲げる指標に着目しつつ効果検証を行い、次年度の施策に活用するなど、効率的かつ効果的な実施に引き続き努めた。 ① 機構の実施した広報施策の認知率(実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合) 各施策の認知率※は、新聞広告(25.8%)、インターネット広告(朝日新聞デジタル版(19.0%)、Yahoo!ニュースアプリ(20.6%)、ポスター(35.1%)、チラシ(38.4%)、地上波テレビCM(28.8%)、BS放送テレビCM(19.9%)、テレビCM配信(30.7%)、雑誌広告(24.8%)、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告(37.4%)となっている。 ② 機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合(実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。) 各施策の行動率※は、新聞広告(19.5%)、インターネット広告(朝日新聞デジタル版(15.6%)、Yahoo!ニュースアプリ(16.3%))、ポスター(26.5%)、チラシ(26.6%)、地上波テレビCM(19.5%)、BS放送テレビCM(15.7%)、テレビCM配信(22.5%)、雑誌広告(16.9%)、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告(24.8%)となっている。 ③ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用(施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値) 各施策の行動した人1人当たりの費用※は、新聞広告(1,119円)、インターネット広告(朝日新聞デジタル版(57円)、Yahoo!ニュースアプリ(28円))、ポスター(1,811円)、チラシ(763円)、地上波テレビCM(659円)、BS放送テレビCM(90円)、テレビCM配信(47円)、雑誌広告(77円)、ゆうちょ銀行ATMデジタル掲示板広告(128円)となっている。		
--	--	--	---	--	---	--	--

	預金者に対する 挨拶状の想定発 送件数：約 24 万 件 ・各種周知・広報 施策について、預 金者データや実 態調査の結果か ら効果を測定・分 析し、施策の継続 実施の必要性や 施策内容の見直 し、新たな施策の 実施等を検討す ることで、より効 果的かつ効率的 に周知・広報を実 施するよう努め る。				※広告を掲載する媒体の種類により、掲載する情報の量、広告を 視聴できる人の範囲、掲載期間・時間が異なり、また、調査対 象も異なるため、各施策の指標を単純比較することはできな い。 ④ 一般広報施策実施月の機構のホームページへのアク セス件数は、一般広報施策実施月の平均件数（15,852 件）が、一般広報施策非実施月の平均件数（4,522 件） と比べて高くなった。 ⑤ 委託先に設置されているコールセンターへの権利消 滅に係る照会の入電件数 一般広報施策実施月の委託先に設置されているコー ルセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数は、一般 広報施策実施月の平均件数（271 件）が、非実施月（96 件）より入電件数は多かった。 特に、テレビCMや新聞広告の実施月である 9 月、11 月は、コールセンターへの入電件数は多くなっている （9 月（テレビCM等実施）：488 件、11 月（新聞広告 等実施）：795 件）。 ⑥ 郵便貯金全体の払戻率は、期首に残存している郵便貯 金のうち、払戻しが行われた件数の割合は 7.6%、金額 の割合は 9.8%となっている。 （5）次事業年度以降の一般広報施策の方向性 効果検証の結果を踏まえ、上記の認知率等について実績 のある既存の一般広報施策については継続することを基 本とする。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	郵便貯金管理業務（情報の公表）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第17条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
ホームページ 掲載内容の検 証	毎事業年度 1 回以上		8 回	10 回	4 回	4 回				予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	1,040	1,101	1,093	1,155	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	20	19	14	13	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を	① 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産	① 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、権利	＜主な定量指標＞ ・ ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 機構の組織、業	1 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第17条の規定に基づく経営情報を除く） 令和6年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組（省令第17条の規定に基づく経営情報を除く）については、令和6事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 令和6事業年度財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第3項の規定に基づき、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 また、機構の概要を紹介したパンフレットを作成の上、ホームページで公表した。 通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険の	＜評定と根拠＞ 【B】 令和6年度の機構の経営内容等に関する情報は、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内にホームページで公表した。さらに、当該情報の多くは、令和6事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後速やかにホームページで公表した。 ホームページについては、内容等の検証を4回行い、ホームページ内の画面遷移の一部変更等の改善の他、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻状況について、ホームページで2回公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 情報の公開に関し、中期計画及び年度計画に定めた実施状況の公開及びそのタイミングについて、適切なタイミングで内容の公開が実施された。また、ホームページの改善も実施された。このほか、令和6年1月から権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用を開始したことを踏まえ、令和6年1月からの払戻状況について、ホームページでの公表が実施された。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。

	達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めること。 【指標】 ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。	運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。	消滅の扱いとなった郵便貯金に係る対応状況、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を公表することとする。 なお、これらの情報のうち、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号。以下「省令」という。）第17条第1項に規定する情報の公表は、令和6事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、情報を記載した書類の機構への備付けのほか、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページ	務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等、並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の情報を、直近の事業年度に係る財務諸表について総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表したか。 ● ホームページを積極的に活用した情報提供を行ったか。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行ったか。	沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報、機構による入札の結果等について、ホームページで公表した。 令和6年1月から権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る新たな運用を開始したことを踏まえ、令和6年1月からの払戻状況について、ホームページで2回（9月末現在、3月末現在）公表した。 2 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第17条の規定に基づく経営情報） 機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標（省令第17条の規定に基づく経営情報）については、総務大臣による財務諸表の承認後2か月以内に機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 3 郵便貯金管理業務におけるホームページの掲載内容の改善 毎月、機構ホームページのアクセス状況調査により取得した同ホームページ内のコンテンツへのアクセス順位等を分析し、掲載内容の検証及び見直しを行い、閲覧者の利便性が向上するよう変更を実施した。具体的な改善内容は以下のとおりである。 （1）「広報活動」ページに令和7年度郵便貯金の権利消滅に係る周知広報の主な取組に関する説明を掲載 （2）閲覧者の利便性向上を目的として、ホームページ内の画面遷移を一部変更した。 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮 高齢者や障害者を含めた誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、総務省のガイドライン（「みんなの公共サイト運用ガイドライン」）に基づき、機構ホームページのアクセシビリティの検証を行った。令和7年度においては、日々のホームページ更新作業の中で、リンク切れを起こしているページがあり、修正した。	＜課題と対応＞ なし。	
--	---	--	--	--	---	---------------------------	--

			は、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を1回以上行うこととする。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
										予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	44, 212	36, 318	42, 560	36, 051	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	36	35	35	35	

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	<主な定量指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ● 簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、（１）委託先及び再委託先の監督、（２）資産の確実かつ安定的な運用、（３）周	（１）委託先及び再委託先の監督 （２）資産の確実かつ安定的な運用 （３）周知・広報 （４）情報の公表	<評定と根拠> 【B】 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。 なお、経常費用 36, 051 千円については、削減対象外となっているもの※を除き、「2－1 業務経費等の合理化・効率化」において評価している。 ※ 削減対象外となっている経常経費とは、周知・広報に係る費用のうち、旅費・交通費（ＩＣカード乗車券利用分に限る。）以外のものであり、具体的には、簡易生命保険の早期払戻し促進のためのポスター・チラシ広告に係る費用等が該当する。 <課題と対応> なし。	評定 B <評定に至った理由> 各項目「B」評価であり、簡易生命保険管理業務全体としては、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。 なお、経常費用 36, 051 千円については、削減対象外となっているものを除き、「2－1 業務経費等の合理化・効率化」において評価している。		

				知・広報及び（４） 情報の公表の項目 を実施したか。			
--	--	--	--	----------------------------------	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 16 条、第 18 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
監督方針に基づき委託先等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に1回以上		半期に1回 （2回実施）	半期に1回 （2回実施）	半期に1回 （2回実施）	半期に1回 （2回実施）				予算額（千円）					
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度 1回以上		2回実施	2回実施	2回実施	2回実施				決算額（千円）					
簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの実地監査	中期目標期間中1回以上		7エリアで 実施 東京エリア 関東エリア 南関東エリア 東海エリア 信越エリア 四国エリア 沖縄エリア	7エリアで 実施 北海道エリア 東北エリア 北陸エリア 東京エリア 中国エリア 四国エリア 九州エリア	6エリアで 実施 信越エリア 関東エリア 南関東エリア 東海エリア 近畿エリア 沖縄エリア	5エリアで 実施 北海道エリア 東北エリア 北陸エリア 中国エリア 九州エリア				経常費用（千円）	39,820	29.395	36,380	29,342	
委託先に設置されている査定審査会の審査状況等の確認	年1回以上		1回実施	2回実施	2回実施	2回実施				経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	11	12	12	12	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	B
	委託・再委託した請求のあった保険金の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。 ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、契約者等からの苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。 ・保険金等の確実かつ早期の支払に向けた取組の実施等、保険金等支払管理態勢の整備・強化がなされるよう、委託先及び再委託先に対して対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。 ・監査業務の実施に当たっては、最新の監査手法を把握し、より実	委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において同じ。）	委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において同じ。）	＜主な定量指標＞ ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等や機構の保有する契約の解約状況等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先に設置されている査定審査会について、個別案件の審査状況等の確認を年1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。 ・中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに1回以上実地監査を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●委託した簡易生命保険管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求めたか。また、再委託された簡易生命保	以下1のとおり、簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、以下2のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めた。 1 監督方針の策定 簡易生命保険管理業務の委託先等に対する重点確認項目及び項目ごとのスケジュール、監査の項目の設定方針及び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した令和7年度監督方針を定め、令和7年3月に簡易生命保険管理業務の委託先である(株)かんぽ生命保険に通知した。 2 確認等 （1）監査計画の策定及び監査項目の見直し 監督方針を踏まえ、保険金等支払の管理、顧客情報の管理、委託先等(再々委託先を含む。)の管理者及び社員による犯罪の防止、苦情申告対応、契約維持管理（契約の解約状況に関する確認を含む。）、その他業務品質の確保に係る事項、会計処理・資産運用に関する業務の適切性、査定審査会の活動状況を重点確認項目とする「令和7年度簡易生命保険管理業務監査計画」を策定した。 策定に当たっては、過年度に委託先において発覚した不適正募集問題を踏まえ、前年度に続き契約維持管理に係る項目を重点確認項目に位置づけ、改善措置の定着状況等を確認することとした。 監査実施に当たっては、委託先の各部が作成している業務執行計画を基に、委託先本社部長等に対してヒアリングを行い、所管業務に対する認識を確認することで事前に委託先等責任者の課題認識を確認したほか、委託先等が実施した内部監査の結果等を活用した。 また、監査項目は、年度当初及び年度途中において見直しを行った。見直し内容の主なものは次のとおり。 ア 年度当初の見直し 郵便局における非公開金融情報の不適切な利用の再発防止策等として、適切な来局誘致を行う体制が整うまでの間、郵便局からお客さまに対する来局案内が停止されていることから、これに伴う課題認識や対応状況等を確認する項目を追加。 イ 年度途中の見直し 郵便局における非公開金融情報の不適切な利用の再発防止策として実施された法令遵守の徹底に向けた研修の内容、委託先における再	＜評定と根拠＞ 【B】 令和7年度監督方針における重点確認項目について、定期及び随時に委託先からの報告内容を確認した。 委託先等における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に1回行った（年度計画値は半期1回以上）。 監査項目の見直しについては2回実施した（年度計画値は年1回以上）。 実地監査については5エリアで実施し、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行うとする中期目標を達成している。外部の専門家による研修を受講し最新の監査手法の動向の把握に努める、実地監査のほかオンライン会議システムを活用したリモート監査を実施する、監査対象拠点の選定に当たり委託先等から入手した情報を活用するなどして、経費面も考慮しながら効果的かつ効率的な監査の実施に努めた。発見された不適切な事例は、委託先等に改善を求めた。 不適正募集問題については、再発防止に向けた取組の定着状況を確認した。 郵便局において非公開金融情報の不適切な利用が認められたことから、令和7年度上期の態勢整備報告等において再発防止策の取組状況等を確認した。また、監査において、郵便局からの来局案内が停止されていることに伴う課題認識や対応状況等を確認した。 委託先に設置されている査定審	評定	B

効性のある監査手法を検討の上実施すること。その際、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。 ・委託先に対しては、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先に対しては、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質の確保を求めること。 ・委託先及び再委託先において発覚した保険の不適正募集問題を踏まえ、機構の契約者が不利益を被るような契約乗換事案が発生することのないよう、機構の保有する契約の解約状況や、契約の維持管理に係る取組の実施状況等の契約維持管	について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第1の2（1）において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ① 監督方針の策定 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、そ	務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第1の2（1）において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ① 監督方針の策定 委託先等に対する監督方針を定めることとする。令和6年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。 また、監督方針の策定に当たっては、特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に	て、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険代理業務と同等以上の質の確保を求めたか。 ● 委託先及び再委託先に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行ったか。また、監督方針の策定に当たっては、機構の保有する保険契約の解約状況や委託先及び再委託先における契約の維持管理に係る取組の実施状況等について留意したか。 ● 保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行ったか。 ● 委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等や機構の保有する契約の解約状況等に係る状況の検証を半期に1回以上行ったか。 ● 委託先に設置されている査定審査会	委託先の支援強化の取組状況等を確認する項目を追加。 (2) 書面監査（定期報告を受けての確認、ヒアリング） 重要案件（犯罪の発覚や大規模な顧客情報漏えい等）については随時、その他の案件については定期報告を求め確認を行った。 不適切な事例は見受けられなかった。 (3) 委託先等における保険金等の支払等に係る状況の検証等 委託先等における顧客情報管理、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を令和6年度下期及び令和7年度上期における態勢整備状況の取りまとめにおいて実施した。 (4) 実地監査 ア 監査の実施方法 実地監査における検証の有効性、リモート監査における効率性等を考慮し、実地監査のほか一部でオンライン会議システムを活用したリモート監査を実施した。また、一部の実地監査においてはリモート監査を併用して実施した。 イ 監査対象エリア等の選定と監査の実施 令和7年度の監査対象エリアは前年度との重複等を考慮しつつ選定し、全国13エリアのうち5エリアに監査を実施した。中期計画では、期間中に各エリア1回以上監査を実施するとしており、全国13エリアへの監査を達成している。 対象拠点の選定に当たっては、契約保有件数のデータ等、委託先等から入手した情報も活用しながら選定した。 【実施対象及びスケジュール等】	査会について、その中立性及び個別案件の審査状況を2回確認した（年度計画値は年1回以上）。確認の結果、中立性の観点での疑義は見受けられず、個別案件の審査状況については、審査期間の長期化が改善傾向に進んでいること確認した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。										
				<table><tr><th>監査内容</th><th>実施期間</th><th>監査区分</th></tr><tr><td>本社部長等ヒアリング</td><td>5月</td><td>リモート監査</td></tr><tr><td rowspan="2">支店（かんぽサービス部含む）、郵便局等監査</td><td>6月 7月 8月 9月 11月・12月</td><td>【北海道エリア】リモート監査 【東北エリア】実地監査 【北陸エリア】実地監査 【中国エリア】実地監査（一部リモート併用） 【九州エリア】実地監査（一部リモート併用） 【福岡サービスセンター※1】実地監査（一部リモート併用）</td></tr><tr><td>12月～3月</td><td>実地監査・リモート監査</td></tr></table>	監査内容	実施期間	監査区分	本社部長等ヒアリング	5月	リモート監査	支店（かんぽサービス部含む）、郵便局等監査	6月 7月 8月 9月 11月・12月	【北海道エリア】リモート監査 【東北エリア】実地監査 【北陸エリア】実地監査 【中国エリア】実地監査（一部リモート併用） 【九州エリア】実地監査（一部リモート併用） 【福岡サービスセンター※1】実地監査（一部リモート併用）	12月～3月	実地監査・リモート監査
監査内容	実施期間	監査区分													
本社部長等ヒアリング	5月	リモート監査													
支店（かんぽサービス部含む）、郵便局等監査	6月 7月 8月 9月 11月・12月	【北海道エリア】リモート監査 【東北エリア】実地監査 【北陸エリア】実地監査 【中国エリア】実地監査（一部リモート併用） 【九州エリア】実地監査（一部リモート併用） 【福岡サービスセンター※1】実地監査（一部リモート併用）													
	12月～3月	実地監査・リモート監査													

理態勢について モニタリングを 行うとともに適 時指導を行うこ と。 ・契約者に対し、 適正な紛争解決 手段を提供する という観点から、 委託先に設置さ れている査定審 査会について、そ の運用状況を定 期的にモニタリ ングすること。 【指標】 ・委託先及び再 委託先における 請求のあった保 険金等の支払等 に係る状況の検 証を半期に1回 以上行う。 ・委託先及び再 委託先の監査項 目の見直しを毎 事業年度1回以 上行う。 ・委託先及び再 委託先の実地監 査について、中期 目標期間中に各 地域エリアに1 回以上行う。 〔指標設定の考 え方〕 委託・再委託した 請求のあった保 険金等の支払等 の簡易生命保険 管理業務の質の 維持・向上及び適	の整備・強化がな されるよう留意 するとともに、令 和元年に大規模 な保険の不適正 募集問題が発覚 したことを受け て、今後、類似の 事案が再発し、契 約者等が不利益 を被ることのな いよう、機構の保 有する保険契約 の解約状況や委 託先及び再委託 先における契約 の維持管理に係 る取組の実施状 況等について留 意するものとす る。なお、重点確 認項目の設定に 当たっては、業務 の質の維持・向上 及び適切性の確 保に向けて引き 続き取り組む必 要性を十分考慮 することとする。 ② 確認等 監督方針に基 づき、委託先等 に対して、定期及び 随時に、顧客情報 管理、苦情申告対 応等の請求のあ った保険金等の 支払等に係る状 況、機構の保有す る契約の解約状 況等について、委 託先等からの報	向けた施策の実 施等、その整備・ 強化がなされる よう留意すると ともに、令和元年 に大規模な保険 の不適正募集問 題が発覚したこ とを受けて、類似 の事案が再発し、 契約者等が不利 益を被ることの ないよう、機構の 保有する保険契 約の解約状況や 委託先及び再委 託先における契 約の維持管理に 係る取組の実施 状況等について 留意するものと する。 （重点確認項目） ア 保険金等支 払の管理 イ 顧客情報の 管理 ウ 委託先等 （再々委託先を 含む。）の管理者 及び社員による 犯罪の防止 エ 苦情申告対 応 オ 契約維持管 理（契約の解約状 況に関する確認 を含む。） カ その他業務 品質の確保に係 る事項 キ 会計に関す	について、個別案件 の審査状況等の確認 を年1回以上行っ たか。 ● 不適切な事例が 判明した場合には、 その原因等を分析 し、必要に応じて改 善を求める等の措置 を行い、改善状況の 検証を行ったか。 ・ 部内犯罪事案の 発生原因等について 分析し、必要に応じ て再発防止策を講じ るなどの改善を求め たか。 ● 委託先及び再委 託先の監査項目の見 直しを毎事業年度1 回以上行っ たか。 ・ 委託先等の監督 に当たって、委託先 等の重大事案の状況 を踏まえて実施した か。 ● 中期目標期間中 に、委託先及び再委 託先の各地域エリア に1回以上実地監査 を行うよう取り組ん だか。 ● 外部の専門家等 を通じ、最新の監査 手法を把握し、より 実効性のある監査手 法を検討の上実施す るとともに、監査項 目や監査対象拠点の 選定に当たり、委託 先及び再委託先の内 部監査の結果を利用	<table><tr><td>システム監査</td><td>12月～3月</td><td>リモート監査</td></tr><tr><td>本社監査</td><td>1月～3月</td><td>リモート監査</td></tr></table> ※1 個々の保険契約の事務処理を行う委託先の施設 （5）重点確認項目の状況 ア 保険金等支払の管理 保険金等支払の状況については、委託先等に対し「過誤払い、保険金等の請求案内漏れ、支払漏れの防止及び口座振込による支払促進に向けた態勢の整備・充実」を求めるとともに、「入院保険金、死亡保険金等、査定を伴う保険金等の支払について処理日数が5日以内」となるよう求めた。査定を伴う保険金等の支払についての平均処理日数を月次で委託先から報告を受け、以下のとおり確認した。 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>2.2日</td><td>2.1日</td><td>1.8日</td><td>1.5日</td><td>1.3日</td><td>1.2日</td><td>1.1日</td><td>1.1日</td><td>1.1日</td><td>1.0日</td><td>1.1日</td><td>1.1日</td></tr></table> また、過誤払い・請求案内漏れ・支払漏れ等について、防止に向けた取組が行われていること、保険金等支払に係る苦情について、原因分析、減少に向けた取組が行われていることを確認した。 イ 顧客情報の管理 （ア）顧客情報の漏えい事案等への対応 令和6年度、郵便局において非公開金融情報の不適切な利用が認められたことから、令和7年度上期の態勢整備報告等において、再発防止策の取組状況、事案を踏まえた顧客情報管理態勢の整備、実施状況等の確認を行ったところであり、引き続き委託先等による再発防止策の実効性確保に係る取組状況等について把握、確認を行う。 顧客情報漏えい等のうち重要案件（規模及び利用者の影響が大きい等）については随時報告を求めることとしている。令和7年度、（株）かんぽ生命保険が保険金請求に関する事実の確認を委託していた会社のサーバーがサイバー攻撃を受け、不正アクセスを受けた対象に機構契約に関する情報が含まれていたことが判明したが、個人情報の不正利用等による二次被害は確認されておらず、本件に係るお客さまへの連絡等は完了したこと、また、要配慮個人情報等を扱う外部委託先に対して、安	システム監査	12月～3月	リモート監査	本社監査	1月～3月	リモート監査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2.2日	2.1日	1.8日	1.5日	1.3日	1.2日	1.1日	1.1日	1.1日	1.0日	1.1日	1.1日
システム監査	12月～3月	リモート監査																																
本社監査	1月～3月	リモート監査																																
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																							
2.2日	2.1日	1.8日	1.5日	1.3日	1.2日	1.1日	1.1日	1.1日	1.0日	1.1日	1.1日																							

	切性の確保のため、委託先・再委託先の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。 告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。また、機構の契約者に対し、適正な紛争解決手段を提供し、実態上、委託先の契約者と差が生じないようにする観点から、委託先に設置されている査定審査会について、その中立性及び審査手続に要する期間等の個別案件の審査状況等の確認を年1回以上行う。 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査することとする。 監査項目は、請求のあった保険	る業務の適正性 ク 査定審査会の活動状況 ② 確認等 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況、機構の保有する契約の解約状況等について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの検証を半期に1回以上行う。また、機構の契約者に対し、適正な紛争解決手段を提供し、実態上、委託先の契約者と差が生じないようにする観点から、委託先に設置されている査定審査会について、その中立性及び審査手続に要する期間等の個別案件の審査状況等の確認を1回以上行う。 機構の保有する契約の維持管理の観点から、各種監査等を通じ、不適正募集問題	するなど、各組織の内部統制機能を活用して、全体の経費の増大を招かずに効果的かつ効率的な実施に努めたか。	全管理措置が講じられていることの確認を改めて実施したことを確認した。その他の案件については原則として月ごとに概要及び具体的な改善策等の報告を求めたが、大きな問題は認められなかった。 また、(株)かんぽ生命保険が業務委託を行っている弁護士事務所においては機密性の高い情報のやり取りが発生することから、個人情報の適正な取扱い等について、(株)かんぽ生命保険が外部委託先に対して実施したモニタリングの結果を確認した。不備事項は検出されておらず、特段の問題は見受けられなかった。 (イ) 個人情報管理方針への対応 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)の的確な履行を監督方針に定め、当該事務対応ガイドへの対応状況を監査項目として設定した。監査等で当該事務対応ガイドに沿った事務処理等が行われていることを確認した。 (ウ) 委託先等における個人情報の取扱状況(特定個人情報の取扱いを含む。) 委託先等における個人情報の取扱状況を監査で確認し、事務室内に個人情報が残留していないか点検した結果の記録が適切に行われていない等、発見された不適切な事例については、委託先等に対し指導等による改善を求めた。 (エ) 情報セキュリティ対策の実施状況 情報セキュリティ対策については、委託先で取組方針を策定し、グループサイバーセキュリティ対策に基づき、情報管理の徹底に取り組んでおり、対策等が適切に行われていることを委託先から提出を受けたセキュリティ強化策に係る資料及び監査等で確認した。 また、全社的なリテラシー向上、情報管理ルールの徹底、サイバーセキュリティ管理態勢の強化についても取り組んでいることを確認した。 ウ 委託先等(再々委託先を含む。)の管理者及び社員による犯罪の防止 委託先において、犯罪の動機を有する者から犯罪の機会を奪うという観点で有効な施策であるキャッシュレス化について、制度的な整備は完了しており、口座払込みの勧奨に取り組むなど引き続きその推進に努めていることを確認した。委託先等における犯罪の発生状況、犯罪の防止に向けた取組の実施状況等を委託先からの報告及び監査等で確認し、特段の問題は見受けられなかった。 エ 苦情申告対応 委託先から報告される苦情等については、取扱い状況に不適切		
--	--	---	--	---	--	--

	金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。 また、全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。 なお、監査業務の実施に当たっては、外部の専門家等を通じ、最新の監査手法を把握し、機構の業務やリソース等をふまえた、より実効性のある監査手法を検討の上実施する。また、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。	に対する改善措置の定着状況を継続的に確認していくとともに、不適切な事例が判明した場合には、その原因等进行分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、定着状況の検証を行うこととする。 実地監査については、令和6年度における監査計画を定め、上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目並びにその他業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。特に、機構の保有する契約の解約や失効が多い営業拠点を監査対象として選定し、当該拠点において契約の維持管理に係る取組の実施状況等を確認する。 監査項目は、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、1回以上見直すこととする。	なものがなかったか、委託先等において苦情を受けてどのような対応をしたかなど毎月内容を確認し、苦情等の発生状況を分析した。令和元年7月以降、不適正募集問題によって大幅に増加した苦情件数は減少傾向にあり（令和元年度：約43万8千件、令和7年度：約5万5千件（民営化後の契約も含む全体の件数））、契約維持に対する苦情等に対しても引き続き注視し、疑義があるような事案については、委託先に確認したが、改善を求めるような事項は見受けられなかった。委託先等において、深刻な苦情は発生していないことを確認した。また、お客さまの声として寄せられた要望を受けて、ペーパーレスでの手続対象の拡大などの改善が図られていることを確認した。 オ 契約維持管理(契約の解約状況に関する確認を含む。) 過年度に委託先において発覚した不適正募集問題については、機構契約者の不利益の解消がほぼ最終段階となっていることを確認し、改善措置の定着状況を確認した。 解約に際しての不利益事項の正確な説明等、契約維持に関する取組を行っていることを監査等により確認し、特段の問題は見受けられなかった。 なお、令和7年度の簡易生命保険契約の失効解約率は、1.28%となり、前年度（1.31%）と同水準となったことを確認した。 非公開金融情報の不適切な利用の再発防止策等として、郵便局において適切な来局誘致を行う体制が整うまでの間、郵便局からお客さまに対する来局案内が停止されていることから、監査において、これに伴う課題認識や対応状況等を確認した。 カ その他業務品質の確保に係る事項 (ア) 犯罪による収益の移転防止に関する法律への対応状況 委託先における犯罪収益移転防止法の対応状況について、委託先の特定事業者作成書面の内容を確認するとともに、委託先において、疑わしい取引や取引時確認等についての指導がなされていることを監査及び態勢整備報告により確認し、特段の問題は見受けられなかった。 (イ) システムリスク管理態勢 システム障害の発生状況について、四半期ごとに報告を受けたほか、委託先の本社システム部門等に対して、監査業務の支援を委託している事業者と共同し、(株)かんぽ生命保険で使用している業務用端末の管理基盤である「かんぽPC管理基盤システム」及び「保険計理システム」における情報セキュリティ等について監査を実施し、特段の問題は見受けられなかった。 令和5年度の「かんぽ総合情報システム」に対する監査の結	
--	--	--	--	--

		なお、監査業務のより効果的かつ効率的な実施に資するため、外部の専門家による助言や研修への参加等を通じ、最新の監査手法を把握するとともに、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用することとする。また、オンライン会議システムを活用してヒアリングを実施するリモート監査を併用し、社会環境の変化により、実地監査が困難となる状況が生じた場合も含め、監査業務の質を確保するよう努める。		果、平成 29 年度以降、被災想定シナリオに基づいたシステムの切替訓練が行われていないことが確認されたが、令和 7 年度、同システムについて災害時を想定した切替訓練が実施されたことを確認した。 (ウ) その他 監査業務のより効果的かつ効率的な実施に資する観点から、外部の専門家による研修を受講することなどにより、他の民間企業における事例や最新の監査手法の動向の把握に努めた。 キ 会計に関する業務の適正性 (ア) 再保険に係る決算データの正確性 令和 6 年度期末決算監査（令和 7 年 5 月）及び令和 7 年度中間決算監査（令和 7 年 12 月）を行い、仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表の検証等を行うとともに、責任準備金等が算出方法書に基づき正しく算出されていることの検証を実施し、決算データの正確性を確認した。 (イ) 会計事務 全国の郵便局、支店における保険料、保険金等の受払に係る本社間決済の状況等について、委託先本社（4 部署）、再委託先本社（1 部署）に対し監査を実施し、適切に処理されていることを確認した。 (ウ) 地方公共団体貸付 委託先から、半期ごとに弁済予定と弁済状況の報告を受け、確認を行ったほか、取得財産処分承認について、委託先による審査内容を確認した。また、令和 8 年 2 月に監査を実施した。これらにより、地方公共団体貸付事務が適切に実施されていることを確認した。 ク 査定審査会の活動状況 委託先に設置されている査定審査会について、その中立性及び審査手続に要する期間等の個別案件の審査状況等を 2 回確認した。 査定審査会メンバーは 7 名全員が外部の有識者（弁護士 4 名、消費者問題に見識のある者 2 名、医師 1 名）で構成されており、中立性の観点で疑義は見受けられなかった。 令和 7 年度に査定審査会で審査手続が終了した 13 件のうち、訴訟に至った案件は 1 件であった。なお、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に 105 件の機構契約案件が査定審査会で審議され、そのうち 2 件が訴訟に至り、1 件は査定審査会で出された結果と同様、もう 1 件は係属中である。 査定審査会の審査手続が終了するまでの期間について、不適正募集問題を受けて、申立ての案件数が増加し処理が追い付かず、	
--	--	---	--	--	--

				審査期間が長期化していたが、事務局機能の強化や案件管理方法の見直しに加え、申立て案件数の減少の結果、改善傾向にあることを確認した。 【審査期間の推移（令和３年度から令和７年度まで）】 件数割合(機構契約のみ) <table><tr><td></td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr><tr><td>１か月未満</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>１か月以上～ ３か月未満</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>20.0%</td><td>77.7%</td><td>23.1%</td></tr><tr><td>３か月以上～ ６か月未満</td><td>5.3%</td><td>0.0%</td><td>16.7%</td><td>11.1%</td><td>46.2%</td></tr><tr><td>６か月以上～ １年未満</td><td>21.1%</td><td>17.6%</td><td>46.7%</td><td>11.1%</td><td>30.8%</td></tr><tr><td>１年以上</td><td>73.7%</td><td>82.4%</td><td>16.7%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>審査手続が終了</td><td>19件</td><td>34件</td><td>30件</td><td>9件</td><td>13件</td></tr></table> (参考) 取扱事案数(新契約を含む) <table><tr><td>前年度から継続</td><td>69件</td><td>82件</td><td>39件</td><td>6件</td><td>11件</td></tr><tr><td>審査の請求を受理</td><td>59件</td><td>38件</td><td>22件</td><td>21件</td><td>16件</td></tr><tr><td>審査手続が終了</td><td>46件</td><td>81件</td><td>55件</td><td>16件</td><td>24件</td></tr></table>		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	１か月未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	１か月以上～ ３か月未満	0.0%	0.0%	20.0%	77.7%	23.1%	３か月以上～ ６か月未満	5.3%	0.0%	16.7%	11.1%	46.2%	６か月以上～ １年未満	21.1%	17.6%	46.7%	11.1%	30.8%	１年以上	73.7%	82.4%	16.7%	0.0%	0.0%	審査手続が終了	19件	34件	30件	9件	13件	前年度から継続	69件	82件	39件	6件	11件	審査の請求を受理	59件	38件	22件	21件	16件	審査手続が終了	46件	81件	55件	16件	24件		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度																																																													
１か月未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																													
１か月以上～ ３か月未満	0.0%	0.0%	20.0%	77.7%	23.1%																																																													
３か月以上～ ６か月未満	5.3%	0.0%	16.7%	11.1%	46.2%																																																													
６か月以上～ １年未満	21.1%	17.6%	46.7%	11.1%	30.8%																																																													
１年以上	73.7%	82.4%	16.7%	0.0%	0.0%																																																													
審査手続が終了	19件	34件	30件	9件	13件																																																													
前年度から継続	69件	82件	39件	6件	11件																																																													
審査の請求を受理	59件	38件	22件	21件	16件																																																													
審査手続が終了	46件	81件	55件	16件	24件																																																													

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条 郵政民営化法第 162 条第 2 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
再保険先の新 資本規制導入 を踏まえた対 策の確認	毎事業年度 1回以上		1回	2回	2回	2回				予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	-	-	-	-	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	4	4	4	4	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び整備法により定められた運用	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の運用計画（別紙2）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の令和6年度運用計画（別紙2）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行う	<主な定量指標> ・再保険先が2025年に新しい資本規制が導入されることを踏まえた対策を行っているか、年1回以上確認する。 <その他の指標> －	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施した。 「令和7年度運用実施方針」の主要事項 ・資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・運用方法は、(株)かんぽ生命保険への預託、契約者貸付、地方公共団体に対する貸付、有価証券又は預金への運用とする。 ・有価証券による運用については、流動性及び安全性の観点から国債を中心とした運用を行い、運用期間は中期計画の期間及び金利動向を勘案して定める。	<評定と根拠> 【B】 簡易生命保険資産について、運用計画に従い令和7年度運用実施方針を定め、同方針のとおり、確実かつ安定的な運用を行った。 また、再保険先の資産運用については、確実で安定的な運用状況であること、及び再保険先の保有する安全資産の評価額が、機構のために積み立てる額を上回っていることを、毎月、確認した。 再保険先の負債については、年度末及び	評定 B <評定に至った理由> 資産の確実かつ安定的な運用に関し、中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い方針が策定され、資産の運用状況から確実かつ安定的な運用が行われたと判断される。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 なお、契約者保護の観点から、再保険先における資産運用の確実性	

方法（契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、簡易生命保険資産の運用計画に従った運用を行うこと。	めることとする。	よう努めることとする。	● 簡易生命保険資産について、法に定められた範囲内の方法で、運用計画に従い、確実に安定的な運用を行うよう努めたか。	当する額を(株)かんぽ生命保険に預託した。年度末残高は、約 359 億円である。	中間決算において、責任準備金及び契約者配当準備金の算出額が適正であることの確認を行った。	及び安全性の把握・検証に当たっては、その資産のみならず、負債にも着目して監査を実施するなど、再保険先に対する監督を引き続き適切に実施する必要がある。
再保険先においても、確実に安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、上記第1の2（1）①及び②による確認等を行うこととする。	再保険先においても、確実に安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。	再保険先である委託先において、確実に安定的な運用が行われるようその状況を毎月把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、実地監査による確認等を行うこととする。	● 再保険先においても、確実に安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認したか。	2 総務省認可を受けた金額の範囲内で(株)かんぽ生命保険から借り入れた資金により、契約者貸付、地方公共団体への貸付を行った。年度末残高は、以下のとおり。	令和7年度(2025年度)末に予定されている新たな資本規制の導入を踏まえ、令和5年1月から取引開始した金利スワップについて、残高を年度末に確認し、当初計画どおり実施されたことを確認するとともに、令和6年3月から実施した再再保険について、取引規模等を確認の上、安全資産の評価額が機構のために積み立てる額を上回っていることを確認し、財務上の健全性の向上及び安定化を目指した対策が適切に行われていることを2回確認した。	
	また、2025年に新しい資本規制が導入されることを踏まえ、再保険先が財務上の健全性の向上及び安定化を目指した対策を行っているか、定期的に確認を行うこととする。	また、2025年度に新しい資本規制が導入されることを踏まえ、財務上の健全性の向上及び安定化を目指した対策を行っているか、1回以上確認を行うこととする。	● 再保険先が2025年に新しい資本規制が導入されることを踏まえた対策を行っているか、年1回以上確認したか。	3 簡易生命保険資産（(株)かんぽ生命保険への預託、契約者貸付及び地方公共団体に対する貸付以外）について、本中期計画期間中に必要な資金の流動性を確保した上で、余資を対象として安全性・確実性が高い国債（満期保有目的の債券）による運用を実施した。		
				4 再保険先（(株)かんぽ生命保険）の資産運用については、毎月、再保険先から運用実績・評価の報告を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行った。また、令和7年度の資産運用方針について、説明を受けた。	以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	
				再保険先の運用資産の構成割合について、確実に安定的な運用状況であることを確認する（下記の表を参照）とともに、再保険先が保有する安全資産の評価額（53兆5,980億円）が、機構のために積み立てる額（25兆7,954億円）を上回っていることを確認した。	＜課題と対応＞	
					なし。	

					ることを2回確認した。 (表) 再保険先の金利スワップの残高 <table><tr><td></td><td>残 高</td></tr><tr><td>令和8年3月期</td><td>3,000 億円</td></tr></table> (表) 再保険先の再再保険の取引規模 <table><tr><td></td><td>責任準備金ベース</td></tr><tr><td>令和8年3月期</td><td>1 兆 3,781 億円</td></tr></table>		残 高	令和8年3月期	3,000 億円		責任準備金ベース	令和8年3月期	1 兆 3,781 億円		
	残 高														
令和8年3月期	3,000 億円														
	責任準備金ベース														
令和8年3月期	1 兆 3,781 億円														

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（周知・広報）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
支 払 義 務 が 発 生 し た 保 険 金 等 の 残 存 状 況 を 毎 月 把 握 し、そ の 状 況 を ホ ー ム ペ ー ジ で 公 表	毎事業年度 1 回以上		2 回	2 回	2 回	2 回				予算額（千円）					
公共機関・各 種 団 体 等 に 対 し、広 報 施 策 ・ 活 動 の 連 携	5 件以上		22 件	28 件	26 件	31 件				決算額（千円）					
										経常費用（千円）	3, 226	5, 691	4, 956	5, 419	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千 円）					
										従事人員数	6	5	5	5	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した	＜主な定量指標＞ ・ 支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度	1 保険金等の早期支払促進のための案内書等の発送及び支払義務の発生した保険金等の残存状況の公表 （1）保険金等の早期支払促進のため、委託先を通じて、契約者等に以下の取組を行った。 ア 満期等の期日経過後も満期保険金等の支払請求のない保険契約について、委託先から 3 か月及び 1 年 1 か月経過後に	＜評定と根拠＞ 【B】 支払義務の発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、ホームページでの公表を 2 回実施した。 また、保険金等の早期支払促進のため、委	評定	B	＜評定に至った理由＞ 周知・広報に関し、中期計画及び年度計画に定めた「支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度 1 回以上周知する。」という定

	保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。 【指標】 ・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。 〔指標設定の考え方〕 支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況の定期的な周知を行うこととする。	保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表する。 また、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 広報に当たっては、満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。	保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況をホームページにおいて1回以上公表する。 また、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかけるため、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 さらに、令和5年度に実施した実態調査の検証結果等を踏まえ、より効果的かつ効率的な実施に努める。	1回以上ホームページにおいて公表する。 ・幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表したか。 ● 幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ● 満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な広報の実施に努めたか。	保険金等支払案内書を発送。 イ 死亡保険金又は重度障害保険金の請求後、1か月又は1年を経過し生存保険金の請求がない保険契約についても保険金等支払案内書を発送。 ウ 契約者等が入院保険金等の郵便局窓口での受取りを希望した場合等には、委託先から契約者等に支払通知書を発行。支払通知書発行後、2か月、4か月又は6か月を経過しても保険金等を受取りにこない契約者等に対しては、期間ごとに支払通知書払渡未済通知書を発送。 エ 年金をお支払いする場合には、年金受取人の生存を確認するための「現況届」の提出が必要であるが、「現況届」をお客さまから提出いただかず、1年以上未払となっている年金保険契約について、委託先から請求勧奨の案内書（【年金】受取手続きのお願い）を発送。 （2）保険金等を受け取られていない契約の残存状況を把握するため、毎月、委託先から支払義務が発生した保険金等の残存状況の報告を受け、その状況を機構のホームページで2回公表した。 2 機構において実施した周知・広報施策等 （1）委託先との連携 保険金等の確実な支払を促進するため、委託先では1で挙げた取組のほか、既契約者に直接接触し、振込先口座の登録の依頼を進めている。機構では、委託先への監査等において、請求勧奨施策等の確認を行った。 （2）名刺・封筒の活用 保険部職員等が使用する名刺の裏面や機構が使用する封筒に、簡易生命保険の保険金等の早期支払促進及び転居時の住所変更の手続に関するお知らせを印刷し、周知・広報に活用した。 3 関係省庁・各種団体と連携して実施した広報施策（★は令和7年度新規施策） 関係省庁・公共機関・各種団体等と連携して、ポスター及びチラシの掲示、機関紙等への広告掲載、ホームページ及びメールマガジンによる周知等の施策を展開した。実施に当たっては、委託先等とも情報を共有し、契約者対応に遺漏のないよう準備を徹底した。 具体的な連携先と、各連携先における周知広報施策は次のとおりであり、これらにより、中期計画年値5件以上に対して、合計31件の広報施策を実施した。 （1）総務省 ポスターの掲示や広報誌への記事掲載など3施策を実施	託先を通じた契約者への案内の発送や、振込先口座の登録推進の取組に加え、過年度に実施した実態調査の検証結果から訴求効果が確認できたことにより、令和6年度と同様、郵便局での3か月間の周知ポスター掲示を含む18の公共機関・各種団体等と連携して31件の広報施策を実施した。郵便局での周知ポスター掲示の実施に当たっては、一般競争入札を行い契約価格の低廉化に努めるとともに、郵便貯金の広報と合わせて実施していることから経費按分を行い、効果的かつ効率的に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	量的指標に対し、残存状況を毎月把握し、HPでの公表を2回実施している。また、保険金等の早期支払促進のため、委託先を通じた契約者への案内の発送や、振込先口座の登録推進の取組を実施していることに加え、満期保険金の早期受取りを促す周知ポスターの掲示について、過年度に実施した実態調査の検証結果から訴求効果を確認した上で、「年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。」という定量的指標に対し、郵便局での3か月の周知ポスターの掲示を含む31件の広報施策を効果的かつ効率的に実施している。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。
--	---	--	---	---	--	--	---

				(2) 郵便局 1,640 か所でのポスター掲示（1 施策）を実施 (3) ゆうぼうと世田谷レクセンター 周知用ポスター及びチラシの掲示（2 施策）を実施 (4) 逓信病院 周知用ポスター及びチラシの掲示（2 施策）を実施 (5) 全国女性団体連絡協議会 機関紙への広告掲載（1 施策）を実施 (6) 日本点字図書館 視覚障害者向け雑誌及び会員向けサイトへの音声広告の掲載（2 施策）を実施 (7) 全国有料老人ホーム協会 個人会員（約 7,400 人）へのチラシ送付など 3 施策を実施 (8) 全国老人福祉施設協議会 会員向け月刊誌へのチラシ同封など 2 施策を実施 (9) 全国老人保健施設協会 会員施設（約 3,700 か所）内でのチラシ掲示など 4 施策を実施 (10) 通信文化協会 広告掲載（1 施策）を実施 (11) 有馬切手文化博物館 チラシ備置（1 施策）を実施 (12) 郵政博物館 チラシ備置（1 施策）を実施 (13) 簡易保険加入者協会 会員向け冊子（約 100 万部）への広告掲載やポスター掲示など 3 施策を実施 (14) 消費者行政ブロック会議 資料配布（1 施策）を実施 (15) 消費生活センター所長会議 資料配布（1 施策）を実施 (16) 行政相談員全体会議★ チラシ配布（1 施策）を実施 (17) 行政相談委員ブロック会議★ チラシ配布（1 施策）を実施 (18) 都道府県等消費者行政担当課長会議★ 資料配布（1 施策）を実施 以上 18 団体等については、いずれも郵便貯金管理部門と情報を連携し、広報施策を実施した。また、郵便局での周知ポスター掲示の実施に当たっては、一般競争入札を行い契約価格の低廉化に努めるとともに、郵便貯金の広報と合わせて実施していることから経費		
--	--	--	--	---	--	--

					按分を行い、効果的かつ効率的に実施した。		
--	--	--	--	--	----------------------	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	簡易生命保険管理業務（情報の公表）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第18条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ホームページ 掲載内容の検 証	毎事業年度 1回以上		7回	5回	6回	3回				予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	1,165	1,231	1,223	1,290	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	15	14	14	14	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の	① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業	① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業	＜主な定量指標＞ ・ ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞	1 機構の取組内容等に関する情報の公表（省令第18条の規定に基づく経営情報を除く） 令和6年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組（省令第18条の規定に基づく経営情報を除く）については、令和6事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 令和6事業年度財務諸表は、通則法第38条第3項の規定に基づき、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 また、機構の概要を紹介したパンフレットを作成の上、ホームページで公表した。 通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険	＜評定と根拠＞ 【B】 令和6年度の機構の経営内容等に関する情報は、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内にホームページで公表した。さらに、当該情報の多くは、令和6事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後速やかにホームページで公表した。 ホームページについては、内容等の検証を3回行い、チラシの画像データの掲載、記載項目の並び替えなどにより、利用者にわかりやすく充実した内容となるよう改善等を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したも	評定 B ＜評定に至った理由＞ 情報の公開に関し、中期計画及び年度計画に定めた「ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う」という定量的指標に対し、掲載内容の検証が3回実施された。また、ホームページの改善や適切なタイミングで内容の公開が実施された。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。	

	内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。 【指標】 ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 〔指標設定の考え方〕 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。	務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。	業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を公表することとする。 なお、これらの情報のうち、省令第18条第1項に規定する情報の公表は、令和5事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、情報を記載した書類の機構への備え付けのほか、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を1回以上行うこととする。 ● 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の情報を、直近の事業年度に係る財務諸表について総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表したか。 ● ホームページを積極的に活用した情報提供を行ったか。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行ったか。	の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報、機構による入札の結果等について、ホームページで公表した。 2 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第18条の規定に基づく経営情報） 機構の行う簡易生命保険管理業務の状況を示す指標（省令第18条の規定に基づく経営情報）については、総務大臣による財務諸表の承認後2か月以内に機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 3 簡易生命保険管理業務におけるホームページの掲載内容の改善 機構ホームページについて、アクセス状況調査を活用した各コンテンツへのアクセス順位等の分析や掲載内容の見直しを3回行い、お客さまの利便性が向上するように以下の変更を実施した。 （1）トップページの「重要なお知らせ」、「広報活動」について、保険金等の早期受取りを促すために作成・配布しているチラシの画像データを掲載し、情報の充実を図った。 （2）「保険金請求や各種お手続き等について」に記載されている項目の並び替えを行い、保険契約者等の利便性の向上を図った。 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮 「1－1 郵便貯金管理業務（情報の公表） 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮」を参照。	のと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	---	--	--	--	--	--

			とする。				
--	--	--	------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	郵便局ネットワーク支援業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）	526	674	835	813
										経常利益（千円）				
										行政コスト（千円）				
										従事人員数	10	10	10	10

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画		法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	3 郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	3 郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ ●郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上および適切性の確保のため、（１）交付金の交付および拠出金の徴収の円滑かつ確	（１）交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施 （２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施	＜評定と根拠＞ 【B】 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施、交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施とも、中期計画及び年度計画に記載の事項を全て着実に実施したことから、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定 B	＜評定に至った理由＞ 「（１）交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施」及び「（２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施」のいずれも中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」と評価し、郵便局ネットワーク支援業務全体としては中期計画における所期の目標を達成したものと認められるため、「B」評価とした。

				実な実施、(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ 確実な実施の項目を実施したか。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	郵便局ネットワーク支援業務（交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
交付金の交付及び 拠出金の徴収が円 滑かつ確実に 行われているか どうかについて 検証	毎事業年度 1 回以上		1 回	1 回	1 回	1 回	－			予算額（千円）				
拠出金を安全に管 理するための措 置を講じ、措 置の有効性につ いて検証	毎事業年度 1 回以上		1 回	1 回	1 回	1 回	－			決算額（千円）				
										経常費用（千円）	266	282	281	296
										経常利益（千円）				
										行政コスト（千円）				
										従事人員数	5	5	5	5

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	機構法第18条の2及び第18条の3の規定に基づき、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、以下の項目を実施すること。 ・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務について定めた実施方法を遵守すること。 ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講ずること。 ・交付金は郵便局ネットワーク	交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めた規程類を遵守しつつ、毎事業年度1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行い、必要に応じて規程類の見直しを行うこととする。 徴収した拠出金は他の勘定の資金と区分し、口座を分けて管理する。また、徴収した拠出金の取扱者を郵便局ネットワーク支援業務専門の部門の職員に限定し、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回	交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めた規程類を遵守しつつ、1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。 ・拠出金を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を定めた規定類を遵守しつつ、毎事業年度1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行っているか。また、必要に応じて規程類の見直しを行っているか。 ● 徴収した拠出金について、他の勘定の資産と口座を分けて管理しているか。また、拠出金の取扱	1 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証 交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうか、具体的には、認可事項、業務方法書、業務規程及び業務マニュアルが定める手順等の各事項が実施されているかについて、1回検証を行った（令和8年3月16日付け）。その結果、交付金の交付及び拠出金の徴収は円滑かつ確実に行われていることを確認した。 2 拠出金の安全管理措置 徴収した拠出金は、他の勘定の資金と区分するために口座を分けて管理したうえで、取扱者を限定し、日本郵便（株）に対して交付するまでの間、安全管理措置に関する認可事項を遵守し、安全に管理した。 また、当該措置の有効性について1回検証を行った（令和8年1月19日付け）。その結果、講じている措置は有効であることを確認した。 3 交付及び徴収の確実な実施 交付金の交付及び拠出金の徴収に当たっては、認可事項を遵守しつつ、あらかじめ日本郵便（株）並びに関連銀行（現在は（株）ゆうちょ銀行）及び関連保険会社（現在は（株）かんぽ生命保険）（以下「関係会社」という。）との間で合意した予定日に従い、令和7年度の交付及び徴収を確実に実施した。 4 交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定 令和8年度の月次の交付金の交付及び拠出金の徴収に係る年間予定期日等については、関係会社と調整を行い、令和8年2月に関係者における実務者会合を踏まえ確定させた。 また、関係会社との連携を緊密にするため、機構主導で実務者会合を2回開催したほか、メールや電話により日常的に連絡を取ると共に、オンラインでの打合せを行うことで、より一層の連携強化を図りつつ、情報の共有を行った。 5 前年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認 日本郵便（株）から機構法第18条の6の規定に基づき、書類の提出を受け、令和6年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、同年度に交付した交付金の額等の整合性	＜評定と根拠＞ 【B】 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証を行い、当該事務が円滑かつ確実に実施されていることを確認した。 拠出金の安全管理措置について検証を行い、措置が有効であることを確認した。 令和7年度の交付金の交付及び拠出金の徴収については、認可事項を遵守しつつ、関係会社とあらかじめ合意した予定日に従い、交付及び徴収を確実に実施した。 令和8年度の交付金の交付及び拠出金の徴収時期について、令和7年度内に確定した。 前年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認を確実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施に関し、業務実績・自己評価に記載のとおり、中期計画及び年度計画に定められたとおり着実に実施されたと判断され、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。

	の維持に要する費用の一部に充てられるという機構法の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること。そのため、事前に日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社と連携を図りながら対応すること。 ・交付金を交付した年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること。 【指標】 ・総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守している。 ・毎事業年度1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑か	以上、措置の有効性について検証を行うこととする。 交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して適切な交付及び徴収の時期等を毎事業年度の開始前に確定し、交付及び徴収を実施することとする。 また、交付金を交付した年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用	有効性について検証を行うこととする。 認可事項を遵守しつつ、あらかじめ確定した交付及び徴収の時期等にしながら、令和6年度の交付及び徴収を確実に実施することとする。 交付金の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して令和7年度の適切な交付及び徴収の時期等を令和6年度中に確定することとする。 また、令和5年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性を、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金簡易生	者を郵便局ネットワーク支援業務専門の部門の職員に限定し、拠出金を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行っているか。 ● 法令の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して適切な交付及び徴収の時期等を年度の開始前に確定し、交付及び徴収を確実に実施しているか。 ● 交付金を交付した年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、当該年度に交付した交付金の額との整合性を、郵政管理・支援機構法第18条の6の規定による書類の提出が日本郵便株式会社からあった後、遅滞なく確認しているか。	の確認を遅滞なく行った（令和7年8月4日付け）。その結果、郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性に問題がないと認められた。		
--	--	---	---	---	---	--	--

	つ確実に行われているかどうかについて検証を行う。 ・毎事業年度1回以上、徴収した拠出金を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。 〔指標設定の考え方〕 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する適切性を確保するため、毎事業年度1回以上、総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守していることを確認することとする。 また、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施しているかどうかについて、毎事業年度1回以上、その検証を行うとともに、拠出された拠出金を安全に管理するための措置の有効性に	の額と当該年度に交付した交付金の額の整合性を、毎事業年度日本郵便株式会社から機構法第18条の6の規定による書類の提出があった後、遅滞なく確認することとする。	命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第18条の6の規定による書類の提出があった後、遅滞なく確認することとする。				
--	---	---	--	--	--	--	--

	ついて、毎事業年度1回以上、検証を行うこととする。						
--	---------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	郵便局ネットワーク支援業務（交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、措置の有効性について検証	毎事業年度1回以上		1回	1回	1回	1回	－			予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）	259	392	554	517	
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数	5	5	5	5	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定するため、以下の	交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、総	交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、省	＜主な定量指標＞ ・ 各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分	1 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施 省令に規定する算定方法に基づき、下記3により入手した客観的資料から得た計数を用いて、機構の体制及び客観的な算定方法の確立の両面から、恣意性を排除しつつ関係会社に対する	＜評定と根拠＞ 【B】 令和8年度の交付金及び拠出金の額について、省令に規定する算定方法に基づ	評定	B	＜評定に至った理由＞ 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施に関し、業務実績・自己評価

	項目を実施すること。 ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。算定に当たっては、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持すること。 ・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料を、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。 ・郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講ずること。 【指標】	務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けるとすることとする。 郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手す	令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けるとすることとする。 郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手す	して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手しているか。 ● 日本郵便株式会社並びに関連銀行及	中立性を保持し、交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定した。 その結果、令和8年度において日本郵便（株）に交付する交付金の額は3,334億円、拠出金の額は関連銀行から2,740億円、関連保険会社は595億円となった。 2 総務大臣認可 令和8年度の交付金及び拠出金については、省令に基づき令和7年11月27日付けで上記1に既述の額等について総務大臣に対して認可申請を行い、令和8年1月19日付けで当該申請の内容のとおり総務大臣の認可を受けた。 3 交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料 交付金及び拠出金の額の算定に必要な決算の計数等の資料を、機構法に基づき関係会社に対し令和7年10月24日を提出期限として請求し、入手した。 また、これらの資料について補足説明を受ける必要があることから、関係会社に対して同年11月6日に個別にヒアリングを実施するとともに、ヒアリング後においても、電子メール、電話、オンラインでの打合せにより適宜追加説明を受け、内容が適当であることを確認した。 4 入手した情報の安全管理措置 関係会社から入手した情報については、電子資料はフォルダのアクセス権限を担当者限りとして管理するとともに、必要に応じてパスワードを設定して管理し、紙資料は保管専用の収納棚を使用し、担当者のみが鍵を保管場所から取り出せるよう設定して管理する等の安全管理措置を実施した。 また、当該情報を安全に管理するための措置の有効性について1回検証を実施した（令和7年12月8日付け）。その結果、これらの措置が有効であることを確認した。	き、機構の体制及び客観的な算定方法の確立の両面から、恣意性を排除しつつ関係会社に対する中立性を保持し、算定に必要な資料を必要な時期までに入手し、十分な補足説明を受けて適正に算定を行った。 交付金の額及び交付の方法並びに拠出金の額及び徴収方法について、省令に定める期日までに総務大臣に対して認可申請を行い、当該申請の内容のとおり認可を受けた。 算定のために入手した情報の安全管理措置については、入手した電子資料及び紙資料のいずれに対しても安全に管理する措置を講じるとともに、その有効性について検証を行い、当該措置が有効であることを確認した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	に記載のとおり、中期計画及び年度計画に定められたとおり着実に実施されたと判断され、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。
--	---	---	---	--	--	--	--

	・総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受ける。 ・毎事業年度1回以上、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。 〔指標設定の考え方〕 交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実にを行うため、認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとし、また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、当該措置の有効性について検証を行うこととする。	る。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認する。これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。 また、各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。	ることとする。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認することとする。これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。 また、各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。	び関連保険会社から入手した資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行っているか。 ● 総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定しているか。 ● 総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けているか。 ● 各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、措置の有効性について検証を行っているか。			
--	---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報									
2－1	業務経費等の合理化・効率化								
当該項目の重要度、困難度	－				関連する政策評価・行政事業レビュー		－		

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費及び業務経費の合計（目安）	令和８年度において、令和３年度と比べて６％以上削減する。	196,887 千円 ※３年度をベースに算定	194,524 千円 （▲1.2%）	192,161 千円 （▲2.4%）	189,799 千円 （▲3.6%）	187,436 千円 （▲4.8%）	185,073 千円 （▲6.0%）	年 1.2%ずつ削減した場合の値
	一般管理費及び業務経費の合計（実績値）	－	－	171,335 千円 （▲13.0%）	178,778 千円 （▲9.2%）	179,262 千円 （▲9.0%）	177,398 千円 （▲9.9%）		
	達成度（変化率）	－	－	1,081%	383%	249%	206%		

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務の効率化を進め、特に、一般管理費に	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図る。各業務への適切な資源配分を行うため、各部門にお	＜主な定量指標＞ ・ 職員の意識改革、業務の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。）について中期目標期間の最終年度におい	1 職員の意識改革 時節に合わせて実施した理事長の訓示、理事長による全職員との面談、課長ミーティングにおける経費の使用状況の共有、会計・財務担当課による自主研修等を通じて、業務の効率化及び経費の適切かつ効率的な使用に対する職員の意識を高めた。		＜評定と根拠＞ 【A】 一般管理費及び業務経費については、一部の費目について物価上昇の影響により契約価格が上がったものの、競争入札に多くの応札者を得るよう努める等、昨年度と同様の経費削減策を引き続き実施することで、多くの費目については契約価格の維持・低下を実現した一方で、職場環境改善に資する物品等の調達を行うなどメリハリをつけた経費の使用に努めたことにより、全体として、基準値と比べ、9.9%の削減となった。 これらの経費は、今中期目標期間の初年度に、公用車の利用形態の見直しやリモート監査の活用による旅費の節減等により大きく削減した後、２年度目以降は必要な設備・備品の更新等により削減率は小幅になつたものの、令和７年度においても達成	評定 A	＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費については、競争入札に多くの応札者を得るよう努めた結果、競争が働き、複数の費目において契約価格が低下した。 また、旅費・交通費については、リモート監査の活用や、令和４年度以降公用車を、終日利用する方法から、スポット的な利用とする方法に変更したことにより大幅に削減することができている。 これらの取組により、業務経費等の合理化・効率化に関し、一般管理費及び業務経費について、中期計画及び年度計画に定めた「中期目標期間の最終年度において、令和３年度と比べて

	必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、令和3年度と比べて6%以上を削減すること。	減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、令和3年度と比べて6%以上を削減することを目指し、適切に経費管理を行う。 なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第4 その他業務運営に関する重要事項」中の「4 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。	ける進捗状況と経費の使用状況を定期報告や月例業務報告会議等を通じて的確に把握する。 また、経費管理に当たっては、物価の動向を注視するとともに、他方で過度な経費削減となることがないよう、定期的な予実管理の定着を図るとともに、PDCAサイクルの徹底を図ることにより、業務品質の維持・向上に留意する。 特に、一般管理費については、無駄な経費が発生しないよう、調達の合理化等を推進するとともに、必要に応じ、見直しを適時適切に行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の	て、令和3年度と比べて6%以上を削減することを目指し、適切に経費管理を行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 職員の意識改革、業務の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。）について中期目標期間の最終年度において、令和3年度と比べて6%以上を削減することを目指し、適切に経費管理を行ったか。	<table><tr><td>P P C用紙の使用頻度（枚）</td><td>562, 500</td><td>282, 500</td><td>▲280, 000 （▲49. 7%）</td></tr></table> 3 経費の効率的な使用 経費の効率的な使用を図るため、次のような施策を実施した。 ① P P C用紙について、他機関（16 機関）と共同調達を実施した。 ② プリンタのトナーについて、リサイクルトナーを活用した。 ③ 耐用年数を超えるプリンタについて、引き続き使用した。 ④ 公用車の近距離での利用を最小限に抑制した。 4 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の達成目標を踏まえ、中期目標期間4年目となる令和7年度においては、基準値（令和3年度値）の4. 8%減を目安として見積り額の妥当性の確認に努めるとともに、競争入札の実施に当たって、入札参加要件の見直し、他案件の入札者のうち、参加が見込まれる者への入札の案内の実施等により、多数の応札になるよう促し、契約価格を下げるよう努めた。 また、昨年度の主務大臣評価における、「引き続き、経費削減施策を実施するに当たっては、無理な経費削減とならないよう、業務品質の維持・向上に留意する必要がある」との指摘も踏まえ、物件費予算の執行状況を施策項目別や勘定別に毎月取りまとめ、役員に報告するとともに、業務の進捗状況等についても、役員の出席する会議等で報告することにより、業務の品質を確認・評価の上、必要に応じて改善する等の取組を行いつつ、物価の動向も注視しながら経費管理を行った。 一方で、予備費等を活用して電話交換機等の電話設備の更新工事、老朽化したオフィス用品の更改等の職場環境改善に資する物品の調達を行うなど、メリハリをつけた経費の使用に努めた。 その結果、令和7年度の一般管理費及び業務経費のうち、削減対象経費の合計額は177, 398 千円となり、基準値を大幅に下回った。	P P C用紙の使用頻度（枚）	562, 500	282, 500	▲280, 000 （▲49. 7%）	目標に向けた目安である「令和3年度比4. 8%以上減」をも大きく上回る削減値となった。 なお、業務の実施に当たっては、業務の進捗状況や予算の執行状況について役員の出席する会議等に定期的に報告し、業務の品質を確認・評価の上、必要に応じ改善する等の取組を行いつつ、物価の動向も注視しながら経費管理を行った。 以上のことから、業務経費等の合理化・効率化に十二分に取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	6%以上を削減する」（年 1. 2%ずつ削減）という定量的指標に対し、令和7年度までの実績で9. 9%削減（達成率 206%）を実現した。 以上から、定量的指標に対して120%以上を達成し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、「A」と評価した。 なお、引き続き、経費削減施策を実施するに当たっては、無理な経費削減とならないよう、業務品質の維持・向上に留意する必要がある。
P P C用紙の使用頻度（枚）	562, 500	282, 500	▲280, 000 （▲49. 7%）								

			新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度(令和8年度)において、令和3年度と比べて6%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。 なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第4 その他業務運営に関する重要事項」中の「4 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－2	給与水準の適正化			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	98.9 (年度計画目標 100 以下)	90.6 (年度計画目標 100 以下)	93.4 (年度計画目標 100 以下)	91.6 (年度計画目標 100 以下)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮しつつ、適正な水準(対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案) 100 以下) を維持するため手当を含めた役職員給与等の適切性を厳しく検証し、必要に応じて適正化を図り、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量指標＞ ・ 対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。	1 役員の報酬については、その職責を踏まえ、国家公務員の給与に準じて決定している。 2 職員の給与水準については、個々の職員の成績を適正に評価し、給与に反映しつつ、前年に引き続き全体としては抑制を図った。その結果、令和7年度給与水準は対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で 91.6 となり、目標（100 以下）とした水準に収まった。 令和7年度の機構職員の給与等の検証結果と取組状況は、主務大臣の検証を経て令和8年6月にホームページで公表した。 3 機構においては、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、法定外福利費も職員の健康診断費用など必要な支出に限っており、互助組織への支出、食事の補助、入学祝金、結婚記念祝金等への支出は一切行っていない。	＜評定と根拠＞ 【B】 役員の報酬は引き続き国家公務員の給与に準じて決定している。また、職員の給与水準は、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で 91.6 と年度計画の目標水準（100 以下）となった。その検証結果と取組状況は、ホームページで公表した。 以上のことから、給与水準の適正化に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 給与水準の適正化に関し、中期計画及び年度計画に定められたとおり、対国家公務員指数を目標水準とし、ホームページでその公表も行われ、着実に実施されたと判断されることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－3	調達合理化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	契約監視委員会による点検回数	2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ること。一者応札の件数については、引き続き最小限に抑えるよう努めること。	一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。 中期目標期間における一者応札の件数については、引き続き調達情報配信サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取組を行	一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。 令和6年度の「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構調達等合理化計画」に基づき、中期目標期	＜主な定量指標＞ ・ 中期目標期間における一者応札の件数について、調達情報サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取り組みを行い、最小限に抑えるよう努めるとともに、その取組状況について、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を2回以上受ける。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組	1 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組の着実な実施 「令和7年度調達等合理化計画」は、契約監視委員会で点検を受けた上で令和7年6月に策定した。同計画に基づく取組結果は次のとおり。 (1) 重点的に取り組む分野 ① 一者応札・一者応募の抑制 競争性のある契約における一者応札・応募の件数を最小限に抑制するため、次の取組を行った。 ア 下見積書徴取事業者数を増やす取組 事業者の下見積りを依頼する際は、競争性を確保する観点から、原則3者以上から徴取することとした。 イ 調達情報配信サービスの周知 「電子メールを使用した入札公告配信サービス」について、入札説明会等での周知を引き続き実施した。 令和7年度末のサービスの登録者数は、新規登録の一方で、電子メールの配信不能による登録削除があったため、令和6年度末とほぼ同数の118者となった。 ウ 十分な公告期間の確保 WTO政府調達案件を除く競争入札案件については、手続上、公告期間を10日以上で足りるところ、応札者確保の観点から、全対象案件を14日以	＜評定と根拠＞ 【B】 「令和7年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、一者応札案件を最小限に抑制する取組を進めた結果、令和7年度における一者応札案件は2件となった。一者応札となった案件は全て、外部有識者及び監事により構成される契約監視委員会において、今後の改善策等について点検を受けた。 また、少額随意契約については、全て複数者から見積りを徴した。 以上のことから、調達の合理化に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 調達の合理化に関し、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図っている。 中期計画及び年度計画の「中期目標期間における一者応札の件数については、引き続き調達情報配信サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取組を行い、最小限に抑えるようよう努めるとともに、その取組状況について、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を2回以上受けること。」とされていることを踏まえ、令和7年度は、取組状況とともに、契約監視委員会による点検を2回受けている。 このことから、着実に実施されたと判断され、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。

	い、最小限に抑えるよう努める。 また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底する。	間における一者応札の件数については、引き続き調達情報配信サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取組を行い、最小限に抑えるよう努めるとともに、その取組状況について、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を2回以上受ける。 また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底する。	を実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ったか。 ● 中期目標期間における一者応札の件数について、調達情報サービスの活用、十分な公告期間の確保等の取り組みを行い、最小限に抑えるよう努めるとともに、その取組状況について、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を2回以上受けたか。 ● 少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底したか。	上公告した。 エ 調達予定一覧の公表 事業者が計画的に入札等に係る準備及び参加ができるよう、調達予定一覧を令和8年3月に機構ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 これらの取組等により、令和7年度における一者応札・応募案件は2件（在宅勤務用パソコンの調達及びオフィス用品の更改）となった。 また、これらの取組状況とともに、契約監視委員会による点検を2回受けた。 ② 適切な随意契約の締結 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（既契約の増額変更を含む。）及び競争性のある契約の増額変更について、全案件を事前に調達等合理化検討会で点検を行った。 この結果、合計4件（貸室賃貸借契約の増額に関する契約2件、在宅勤務システムの更改に関する契約2件）について調達等合理化検討会で点検を行った上で、随意契約を締結した。 ③ 共同調達・一括調達の実施 引き続き、P P C用紙の他機関（16 機関）との共同調達を実施した。 この結果、A 4判1箱の契約単価は、1,827 円／箱（税抜）となり、単独購入の場合（2,070 円／箱（税抜））と比べて単価は抑制された。 （2）調達に関するガバナンスの徹底 ① 調達に関する内部統制の確立 調達事務を適切に実施するため、申請書や通知の様式を最新化するなど事務処理マニュアル8本を更新した。また、新入職員を対象とした内部研修を2回実施した。 ② 不祥事発生の未然防止のための取組 全ての契約関係文書を監査室長に回付するとともに、少額随意契約に係るものを除き、契約締結に関する文書を監事に回付した。 また、会計検査院の年度決算検査報告事項について会計検査院主催の説明会を担当理事及び監事が聴講し、聴講後に役職員向けに報告を行うとともに理事長以下全役職員に当該資料をメールにより情報共有した。 （3）自己評価の実施 「令和7年度調達等合理化計画」の自己評価につい	
--	--	--	--	--	--

					て、契約監視委員会で点検を受け、令和８年６月にその結果を公表するとともに、主務大臣に報告した。 （４）推進体制 「令和７年度調達等合理化計画」を着実に実施するため、理事（総務部担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会を５回開催し、調達等の合理化に取り組んだ。また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を２回開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、一者応札案件を含め、少額随意契約を除く全ての契約案件の点検等を行い、その審議概要を公表した。 ２ 少額随意契約の複数者見積り 少額随意契約（２７件）は、全て複数者から見積りを徴した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－4	情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等体制の整備を行うとともに、クラウドサービスの活用やウェブサイトのユーザーインターフェースの向上を図る等、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、引き続き、令和4年度に設置したPMOの運用を行うとともに、その運用状況の検証を行う。 ウェブサイトアクセシビリティの検証を1回以上行い、その結果に基づいて、ユーザーインターフェースの向上を図る等、情報セキュリティの確保にも留意の上、情報システムの適切な整備及	＜主な定量指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● PMOの設置等体制の整備を行うとともに、クラウドサービスの活用等、情報システムの適切な整備及び管理を行ったか。	令和7年度年度計画に基づき、以下の取組を実施した。 1 PMOの運用 令和4年度に新規整備したPMOの体制及び関連規程に基づき、前年度と同様、令和7年度においてもPMOに係る年度計画を策定し、当該計画に基づき、情報システムに関するプロジェクトの進捗状況の把握、情報システム台帳の更新、基盤システムに係る外部バックアップや、システム版事業継続計画（ICT-BCP）の運用など、PMOの適切な運用に努めた。また、令和8年3月24日開催の情報セキュリティ委員会において令和7年度におけるPMOの運用状況の検証を行った。 2 システム更改への対応 在宅勤務システムについて、引き続き、情報セキュリティを確保しつつ、役職員が在宅での勤務を効率的に実施できる環境を実現するため、最新のソフト・ハードウェアを備えたシステムへ更改を行った。 3 ウェブサイトのアクセシビリティの検証 総務省のガイドライン(「みんなの公共サイト運用ガイドライン」)に基づき機構ホームページのアクセシビリティの検証を1回実施した。その結果、リンク切れを起こしているページについて修正を行った。	＜評定と根拠＞ 【B】 PMOの運用に関しては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、年度計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その運用状況の検証を行った。 在宅勤務システムを更改するなど情報システムの整備及び管理を着実に行った。 以上のことから、情報システムの整備及び管理に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 情報システムの整備及び管理に関し、中期計画及び年度計画に定められたとおり着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。

			び管理を行う。				
--	--	--	---------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。 加えて、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の	1 予算 別表1のとおり	1 予算 別表1のとおり	<主な定量指標> －	1 予算、収支計画及び資金計画 別表1～3の予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務運営を行った。その結果は、財務諸表等のとおりであり、概要は下記のとおり。 (1) 経常収益 経常収益は2兆2,577億84百万円となった。 主な内訳は、保険料等収入1兆8,879億22百万円、拠出金収入3,207億47百万円、資産運用収益309億62百万円、その他経常収益181億51百万円である。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定180億80百万円、簡易生命保険勘定1兆9,189億57百万円、郵便局ネットワーク支援勘定3,207億47百万円である。 (2) 経常費用 経常費用は2兆2,440億70百万円となった。 主な内訳は、保険金等支払金1兆8,882億5百万円、交付金3,206億64百万円、資金調達費用307億95百万円である。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定45億65百万円、簡易生命保険勘定1兆9,187億61百万円、郵便局ネットワーク支援勘定3,207億45百万円である。 (3) 当期総利益 当期総利益は137億13百万円となった。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定135億16百万円、簡易生命保険勘定1億96百万円、郵便局ネットワーク支援勘定2百万円である。	<評定と根拠> 【B】 予算、収支計画及び資金計画による業務運営を行った結果は、財務諸表等のとおりであり、適切に行われている。 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足は生じなかったため、短期借入れは行わなかった。 保有資産については、金融資産を含め、保有の必要性を見直すべきものはなかった。 以上のことから、財務内容の改善に十分取り組んだものと評価した。 <課題と対応> なし。	評定	B
		2 収支計画 別表2のとおり	2 収支計画 別表2のとおり	<その他の指標> －	<評価の視点> ● 中期計画にて作成された予算による運営を行ったか。 ● 保有資産の必要性について不断に見直しは行ったか。 ・ 保有資産（実物資産、金融資産等）について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討したか。 ● 中期目標期間			

	承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。なお、当該積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。	に係る金額の厳格な算出等 郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、同条第2項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。	の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われた金額を控除した残余の金額を国庫に納付したか。なお、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出したか。	2 短期借入金 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足は生じなかったため、短期借入れは行わなかった。 3 保有資産の見直し (1) 実物資産 保有している実物資産は、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産のみである。これらについて、個々の配備状況及び利用状況を定期的に調査した。 (2) 金融資産 金融資産については、機構法等に基づき、「1－1 郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」及び「1－2 簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」に記載したとおり運用した。		
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4－3		内部統制の充実・強化							
当該項目の重要度、困難度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		－		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制委員会の開催回数	1回以上		5回	4回	4回	4回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備や、内部統制委員会の開催等により内部統制環境の整備・運用を行うこと。また、これらが有効に機能していることについて定期的	(1)内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。 ① 統制環境の整備 ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及	(1) 内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。 ① 統制環境の整備 ② 機構のミッション等の達成を阻害するリス	＜主な定量指標＞ ・ 内部統制委員会を年1回以上開催する。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ● 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備等により内部統制環境の整備・運用を行ったか。また、これらが有効に機能していることに	1 内部統制の体制整備等 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」に基づき業務方法書に記載した事項の具体化を引き続き推進し、以下のとおり内部統制環境の整備・運用を図った。これらの推進状況については、内部統制推進部門責任者（総務部長）が2回点検を行い、全て適切に取り組まれていることを確認した上で、内部統制委員会に報告した。 ① 統制環境の整備 理事長は、職員の身上把握に努めつつ、節目節目で役職員に対して高い倫理観と良識の保持及び法令等の遵守の徹底を訓示した。 職員に対して倫理規程上の禁止行為等の内容を盛り込んだコンプライアンス点検を実施し、法令等遵守の意識の醸成を図るとともに、役職員に対してコンプライアンス及び通報に関する研修を実施した。 ② リスクの評価と対応 リスク管理委員会において、顕在化したリスクの発生原因の分析及び再発防止策の実施状況を確認したほか、類似のリスクの顕在化防止に向けた意識向上を目指し研修を計画的に実施するなど、引き続きリスク管理の徹底を図った。 ③ 統制活動 「中期計画等の進捗管理に関する検討会議」を開催し、中期計画等の進捗状況の管理を行った。 内部統制委員会は、内部統制の推進に関する取組状況の確認を	＜評定と根拠＞ 【B】 総務省行政管理局長通知に基づき業務方法書に記載された事項について全て適切に取り組み、内部統制の体制整備等を推進した。人事に関する計画についても、所定の研修活動等計画していた活動について取組を進めることができた。 内部統制に係る取組の質を維持し、また、引き続き、働き方改革の推進に努めたことから、内部統制の充実・強化に十分取り組んだものと評価した。 ＜課題と対応＞ なし。	評定	B	
									＜評定に至った理由＞ 内部統制の充実・強化に関し、中期計画及び年度計画に定めた「内部統制委員会を1回以上開催する。」との定量的指標に対し、4回開催されたほか、研修の実施やICTへの対応など、着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。

	又は随時にモニタリング・検証を行い、不断の見直しを行うこと。また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化すること。さらに、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題について、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体制の構築により、適切な対応を図ること。また、必要に応じて、デジタル技術を活用すること等により業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化に努めるとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方を推進すること。具体的には、在宅勤務等の推進のために、必要に応じて、機器類	び対応 ③ 統制活動としての方針等の整備 ④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備 ⑤ モニタリング態勢の整備 ⑥ I C T への対応 内部統制委員会は、毎年 1 回以上開催する。 また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。 さらに過年度までに整備を行った情報システム等を引き続き活用するとともに、必要に応じて、さらなるデジタル技術の活用を図り、業務プロセスの見直しを行い、業務の効率化及び働き方改革の推進に努める。具体的には以下の各取組を実施する。 ① デジタル技術等を活用した働き方改善に係	クの識別、評価及び対応 ③ 統制活動としての方針等の整備 ④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備 ⑤ モニタリング態勢の整備 ⑥ I C T への対応 内部統制委員会は、1 回以上開催する。 また、内部監査担当・内部統制推進部門と監事の連携の強化に向け、引き続き、内部監査結果の詳細等を監事へ報告するほか定期的な情報交換の機会を増やす。 さらに令和 5 年度までに整備を行った情報システム等を引き続き、活用するとともに、さらなるデジタル技術の活用を図り、業務プロセスの見直しを行い、業務の効率化及び働き方改革の推進に努める。令和 6 年度においては、以	ついて定期的又は随時にモニタリング・検証を行い、不断の見直しを行ったか。 ● 内部統制委員会を年 1 回以上開催したか。また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化したか。 ● 適宜、デジタル技術を活用すること等により業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化に努めるとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方を推進したか。 ● 人事に関して、計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高めたか。 ● 職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。また、柔軟な組織体制の構築に努めたか。 ● メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題に対して、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体	含め、4 回開催した。 また、業務デジタル化推進の観点も踏まえ、引き続き、文書管理システムによる電子決裁の徹底を行い、統制活動に必須となる機構内の意思決定の円滑化を図った。 職員の人事異動後も業務の継承が円滑に行えるように、各部の事務処理マニュアルは随時見直しを実施した。 ④ 情報と伝達 役員会（所定の案件が付議された際に開催）、役員懇談（必要に応じ開催）、月例業務報告会議（毎月開催、課長級以上の役職員出席）、幹部ミーティング（毎週開催、部長級以上の役職員出席）、課長ミーティング（毎月開催、課長級の職員出席）及び課内ミーティングを通じて、並びに役職員全員に配備した L A N 端末等を用いて、役職員相互での情報共有を図った。 また、業務委託先や総務省等、組織外への情報伝達については、事務処理マニュアル等に基づいて行った。引き続き、期限付き重要業務をリスト化し、これを月例業務報告会議において更新・共有することで、漏れや遅れなく実施されるよう努めた。 上記会議については、在宅勤務に係る情報システムの活用により、機構内の全役職員のスケジュール管理や各部課の情報共有を一元化し、情報共有に努めた。また、会議の開催は引き続き、オンライン会議システムを活用し、執務室、在宅の区別なく参加することが可能な形で開催した。 ⑤ モニタリング 内部統制担当役員等は、業務の有効性・効率性、財務、年度計画の進捗等について日常的にモニタリングし、問題や課題が明らかになった場合は、役員への報告・情報提供を適時に行い、再発防止策等の策定及びそのフォローアップを行った。 理事によるモニタリングとして、「中期計画等の進捗管理に関する検討会議」を開催するとともに、進捗状況について幹部ミーティングで報告を行った。 内部監査担当（監査室長）は、内部監査計画に基づき、リスクが顕在化した場合の影響度の大きい事項等について、内部監査を実施した。 上記の内部監査の結果については、理事長に報告されるとともに、監事、理事及び総務部長に報告書が送付され、理事長の指示のもと、被監査部門において改善策が講じられた。 さらに、内部監査担当は、監事に内部監査結果を詳細に報告する際等に、内部監査計画、監査項目や監査手法について意見交換を行うなど、監事との連携強化を図った。 ⑥ I C T への対応 業務効率化のため、文書管理システムやオンライン会議システム等の活用を進めるとともに、必要に応じてリモート監査を実施する		
--	---	--	--	--	---	--	--

	やシステムの整備及び制度改正等を検討するとともに、デジタル技術等を活用した働き方改善に係る実践事例集の作成や研修の開催を通じて、働き方改革に資するノウハウについて職員間で共有を図ること。 その他、委託先・再委託先に対する監査において、オンライン会議システム等を活用したリモート監査を取り入れるなど、個別の業務についてもデジタル化等による効率化を図ること。	る事例の情報収集、実践事例集の作成や研修の開催を通じて、働き方改革に資するノウハウを職員間で共有 ② 働き方改革推進の観点から在宅勤務や時差出勤の活用を推進 ③ 職員のニーズも把握した上で、必要に応じて、機器類やシステムの整備及び制度改正等を検討 ④ 委託先・再委託先に対する監査において、オンライン会議システム等を活用したリモート監査を取り入れるなど、個別の業務についてもデジタル化等により効率化を推進 (2) 人事に関する計画 各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施す	下の各取組を実施する。 ① デジタル技術等を活用した働き方改善に関し、働き方改革チームの活動を継続し、これまでに得られたノウハウの実践に努めるとともに、研修及びセミナーの開催を通じて職員の意識の向上、実践的な事例の取得を図り、働き方改革の推進を図る。 ② 在宅勤務や時差出勤の実施状況や職員アンケートの結果を踏まえ、必要に応じて在宅勤務環境の改善等を行った上で、職員間コミュニケーションの確保に十分留意しつつ、引き続き在宅勤務や時差出勤の活用を推進する。 ③ 令和5年度に整備した業務用パソコン、スマートフォン及びモバイルルーターの活用により、在宅勤務や業務効率化を推	制を構築し、働きやすい職場環境を整備したか。	など、引き続き、機構の内部事務・基幹的業務両面で積極的に業務デジタル化に係るＩＣＴ対応を推進し、機構の働き方改革・業務改革に努めた。 - 幹部等の会議、職員間の打合せは、積極的にオンラインで行い、その際には出席者以外の傍聴も可能とし、情報が広く共有されるようにした。 - 職員への研修は、原則オンラインで実施した。 - 外部への入札説明会は、全てオンラインで実施した。 また、働き方改革推進の観点から在宅勤務システムについて、引き続き、情報セキュリティを確保しつつ、役職員が在宅での勤務を効率的に実施できる環境を実現するため、最新のソフト・ハードウェアを備えたシステムへ更改を行い引き続き在宅勤務や時差出勤の活用を推進した。また、ＬＡＮ端末用の外付け液晶ディスプレイの配備を行うことで勤務環境の改善を行った。		
					2 人事に関する計画 (研修) 研修計画に基づき、部外研修 30 件（公文書管理、内部監査等）、機構主催研修 20 件（コンプライアンス、情報セキュリティ、犯罪収益移転防止法関係等）を実施した。 (柔軟な組織体制の構築) ＩＣカード及び出退勤管理システムにより確実に把握した各職員の労働時間を基に、業務分担の見直しや繁忙期における他の担当からの支援等を実施することで、業務量の平準化と超過勤務時間の削減に努めた。 (人事評価) 管理職員・一般職員とも年 2 回（6 月及び 12 月）の賞与に評価結果を反映させ、職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施した。 (働きやすい職場環境の整備（働き方改革の推進）) ① 仕事と育児の両立支援のため、育児休業・介護休業規程を改正し、育児部分休業の請求可能期間を拡大した（令和 7 年 12 月 12 日改正）。 ② メンタルヘルス対策及びハラスメントの防止のため、全役職員向けに研修を行い、継続的に意識向上を図った。 特に、相談窓口の役職者・担当者に対しては、外部研修を受講させ、適切かつ迅速に対応できる相談体制を構築した。 ③ デジタル化した出勤簿や年次有給休暇請求書を活用し、引き続き職員の作業等軽減を図った。 ④ 働き方や職場環境改善につなげることを目的として、働き方改		

	るとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労働課題について適切な管理体制を確立するなど、働きやすい職場環境を整備する。	進するとともに、引き続き職員のニーズを把握した上で、機器類やシステムの拡充等を検討する。 ④ 委託先（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険。以下第4において同じ。）・再委託先（日本郵便株式会社。以下第4において同じ。）に対する監査において、オンライン会議システムを活用して実施するリモート監査を併用するなど、個別の業務についても、情報セキュリティの観点にも留意しながら、デジタル化等により効率化を推進する。 （2）人事に関する計画 各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮	革チームにより職員アンケートを行い、職員ニーズの洗い出し等を行った。 ⑤ 研修・会議についてはオンライン会議システム等を積極的に活用し、スピーディーな開催や移動時間の削減を行った。 ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく年次有給休暇の年5日取得義務については、全員が年5日以上の年次有給休暇取得を達成した。 ⑦ 障害者雇用については、本人の希望を踏まえ、フルタイムの就業時間を維持して引き続き雇用した。		
--	--	--	--	--	--

			した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、働き方改革を推進する観点から職員の就業状況や就労改善の意見等を確認し、課題があれば順次対応していくとともに、メンタルヘルス、ハラスメントの防止等について、有用な情報を提供できる外部の専門機関等も活用することにより、職員の意識や認識の向上を図るとともに、相談体制を構築し、働きやすい職場環境を整備する。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上	5回以上		11回	11回	11回	11回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、情報セキュリティ及び保有個人情報の保護に関する規程に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を強化する等の対策により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めること。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる改善を	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、適時	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項の規定に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、	<主な定量指標> ・ 職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上実施する。 <その他の指標> － <評価の視点> ● 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、以下の情報セキュリティ対策を実施した。 1 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策 ① 政府から提供された不審メール、不正プログラム、各種ソフトウェアの脆弱性等の情報を踏まえた対策を機構情報システムに随時反映した。 ② 不要ファイルの削除週間を設けて、各部において集中的にメールサーバー及び共有ファイルサーバーに残存する不要な情報（個人情報を含む）を削除する対応を3回実施した。 2 職員の教育・訓練の実施 ① 転入者向け情報セキュリティ研修 総務部の情報セキュリティ担当者が講師となり、着任後の役職員を対象に、機構の情報セキュリティ対策上の注意事項等について説明した。 ② 全役職員向け情報セキュリティ研修 総務部の情報セキュリティ担当者が講師となり、全役職員を対象に、業務情報の保護の徹底、情報の漏えい時の対応等について説明した。 また、外部の専門家による最近の動向と事例、対策のポイント等についての研修を全役職員が受講した。 ③ 標的型攻撃メールの模擬訓練（5回） 全役職員を対象に、過去の事例を踏まえた模擬の標的型	<評定と根拠> 【B】 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策を適切に実施した。 PDCAサイクルによる改善を推進しつつ、合計11回の個人情報保護・情報セキュリティに関する訓練・点検を行うことにより、職員の対処能力の向上を図った。 これらの取組により、機構は自ら行う業務に関する情報セキュリティ対策の推進に十分に組みむとともに、委託先等において個人情報の適切な管理、情報セキュリティ対策の適切な対処が図られるよう監督を行ったものと評価した。 <課題と対応> なし。	評定 B	<評定に至った理由> 情報セキュリティ対策の推進に関し、中期計画及び年度計画に定められた「職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上実施する」との定量的指標に対し、合計11回の訓練・点検が行われ、着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。 なお、業務プロセスの見直しを図り、業務のデジタル化を推進するに当たっては、引き続き、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報セキュリティ対策に努める必要がある。	

	図ること。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。	適切に情報システム更改及びペネトレーションテストを実施するとともに、職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上実施し、PDCA サイクルによる改善を図る。 委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じ、上記第１の１（１）及び２（１）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。	職員を対象とする訓練又は点検を５回以上実施し、PDCA サイクルによる改善を図る。 委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、受領した報告又は実地監査により確認等を行うとともに、必要に応じ、改善を求める等の措置を行うこととする。	に努めたか。 ● 職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上実施し、PDCA サイクルによる改善を図ったか。 ● 委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じて確認を行うとともに、改善を求める等の措置を行ったか。	メールを送信し、速やかにCSIRTに報告できるかどうかを確認する訓練を行い、速やかに報告を行わなかった等対応が不十分な役職員には個別に指導した。 ３ 遵守状況の把握 個人情報保護・情報セキュリティ点検（各３回） ① 保護管理者（各部長）が、所管部職員の保有個人情報の管理状況について点検を行い、適切に管理されていることを確認した上で、その結果を総務部長が取りまとめて、情報セキュリティ委員会に報告した。 ② 総括情報セキュリティ責任者（総務部長）が、全役職員の情報セキュリティ対策の状況について点検を行い、対策が適切に実施されていることを確認した上で、情報セキュリティ委員会に報告した。 ４ PDCAサイクルによる改善 情報セキュリティ委員会で決定した「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画」に基づき、上記１～３を推進した。 個人情報保護・情報セキュリティ点検については、情報セキュリティ委員会において情報漏えい対策や個人情報の適切な取扱いのポイントを確認し、点検の内容・実施回数等を企画した。その上で、全役職員向けの点検を実施するとともに、点検の結果問題が見られた職員に対して指導を行った。全役職員の点検結果の分析を踏まえた上で、以後の点検に最近の公的機関の情報漏えい事案の傾向を新たに盛り込むなど毎回点検内容を見直しつつ、それぞれ３回の点検を繰り返した。 ５ 委託先及び再委託先における管理の確認等（郵便貯金管理業務） 「１－１ 郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」の３－（５）－ウ「顧客情報の管理」に記載したとおり。 （簡易生命保険管理業務） 「１－２ 簡易生命保険管理業務」（委託先及び再委託先の監督）の２－（５）－イ「顧客情報の管理」に記載したとおり。		
--	--	---	---	---	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	災害等の不測の事態の発生への対処		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	災害時を想定した訓練を年2回以上	2回以上		5回	4回	5回	5回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこ	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて、毎年度見直す。また、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を年2回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて見直す。また、「緊急事態対応計画」で定める緊急時連絡先一覧並びに「業務継続計画」で定める非常参集職員等、非常時優先業務及び期限付き重要業務について適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を2回以上実施すること	<主な定量指標> 災害時を想定した訓練を年2回以上実施する。 <その他の指標> ー <評価の視点> ● 災害等の不測の事態が発生した場合のリスク管理体制を適切に運用したか。 ● 災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて、見直しを行ったか。	1 災害等に対する準備等 ① 緊急時連絡先一覧及び非常参集職員について、人事異動等により変更等が発生する都度速やかに確認・更新を行い、役職員への周知徹底を図り、非常時に備えた。 ② 非常時優先業務及び期限付き重要業務については、毎月見直し・内容確認を行い、非常時に優先して行うべき業務内容を役職員が定期的に再認識を行った。 ③ ビル管理会社主催の大規模訓練も含め、災害時を想定した訓練を4回実施した。 ④ システム版業務継続計画（ICT-BCP）に基づいた訓練を1回実施した。 2 委託先等の体制の確認等 郵便貯金管理業務の委託先等に対しては、「危機管理規程」、災害発生時における規程等について、前回監査以降に改正があったものの提出を求め、緊急連絡網の現行化、安否確認システム等による初動対応体制の整備状況のほか、これらの訓練を実施したことを確認した。 簡易生命保険管理業務の委託先等に対しては、「危機管理規程」等について前回監査以降に改正があったものの提出を求め、体制の整備状況を確認した。また、本社における緊急時の対応訓練等、非常参集要員の指定状況等を確認した。	<評定と根拠> 【B】 緊急時に備えるため、ビル管理会社との連携も含め、災害時を想定した訓練を4回行うとともに、ICT-BCPに基づいた訓練を1回実施した。 委託先及び再委託先におけるリスク管理体制について、内容の確認等を適切に行った。 以上のことから、災害等の不測の事態の発生への対処に十分取り組んだものと評価した。 <課題と対応> なし。	評定 B <評定に至った理由> 災害等の不測の事態の発生への対処に関し、中期計画及び年度計画に定められた「災害時を想定した訓練を年2回以上実施する」との定量的指標に対し、5回の訓練が行われる等、着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。		

	と。	委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第1の1（1）及び2（1）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。	などにより、リスク管理体制を適切に運用する。 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、受領した報告又は実地監査により確認等を行うとともに、必要に応じ、改善を求める等の措置を行うこととする。	● 「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務訓練体制等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を年2回以上実施したか。 ● 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じて確認を行うとともに、改善を求める等の措置を行ったか。			
--	----	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報